

MUGC GSケイマン・ファンド  
GS CoCos & キャピタル証券ファンド

ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託

米ドル(毎月)クラス／米ドル(年2回)クラス／  
ユーロ(毎月)クラス／ユーロ(年2回)クラス／  
円(毎月)クラス／円(年2回)クラス

運用報告書  
(全体版)

作成対象期間  
第 12 期

( 自:2024年10月 1 日 )  
( 至:2025年 9 月30日 )

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。  
さて、MUGC GSケイマン・ファンド – GS CoCos & キャピタル証券ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第12期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

ファンドの仕組みは次のとおりです。

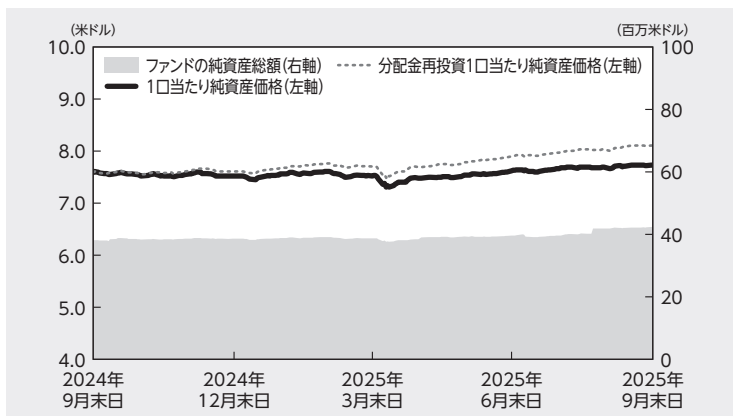
ファンド形態	ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	2029年9月28日まで。ただし、下記「繰上償還」に記載の事由により早期に終了する場合を除きます。 (信託設定日:2014年6月10日)
繰上償還	<p>ファンドは、以下の場合、2029年9月28日以前に終了することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 特別決議により可決された場合</li> <li>(ii) ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合</li> <li>(iii) 管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合</li> <li>(iv) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合</li> <li>(v) ファンドの純資産価額がいずれかのファンド営業日において250万米ドル相当を下回った場合、受託会社は管理会社と協議の上、ファンドを解散させることがあります。解散が決定した場合、受益者への通知は償還の30日前までに行われます。また、各クラスの証券の純資産価額がいずれかのファンド営業日において250万米ドル相当を下回った場合も、受託会社は管理会社と協議の上、当該クラスの証券を償還することがあります。償還が決定した場合、受益者への通知は償還の30日前までに行われます。</li> </ul>
運用方針	ファンドは、主に、世界の金融機関等により発行されるキャピタル証券およびCoCos等に分散投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求します。
主要投資対象	<p>ファンドは、主に、世界の金融機関等により発行されるキャピタル証券およびCoCos等への分散投資を通じて、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求します。</p> <p>ファンドは、金融機関以外の法人が発行する普通社債、優先証券、劣後債またはCoCosに実質的に投資することができます。なお、投資環境またはその他の要因により、キャピタル証券およびCoCosへの実質的な投資水準が低下する可能性があります。</p>
ファンドの運用方法	ファンドは、主に、世界の金融機関等により発行されるキャピタル証券およびCoCos等に分散投資します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの純資産価額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産によってファンドの資産が構成される場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わないものとします。</li> <li>● 私募株式、非上場証券または不動産等、すぐに現金化できない流動性に欠ける資産に対しその純資産価額の15%を超えて投資を行いません。</li> <li>● 空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えないものとします。</li> <li>● ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わないものとします。</li> <li>● 管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、一発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資しないものとします。この場合における百分率の計算は、買付時点基準もしくは時価基準によるものとします。</li> <li>● ファンドは、マネー・マーケット・ファンドにファンドの純資産価額の10%を超えて投資をしません。</li> <li>● 一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのファンドの純資産総額に対する比率は、一般社団法人資産運用業協会が発行した規則の第17条の2(以下「規則」といいます。)に記載される制限に従うものとします。当該制限を超えることとなった場合には、規則に記載される制限内となるよう投資対象の調整を行います。</li> </ul> <p>* 上記は通常の状態における投資制限であり、一定の条件の下で別の取扱いとなることがあります。</p>
分配方針	<p>毎月クラス 原則として、毎月10日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。)に収益の分配が行われます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。</p> <p>年2回クラス 原則として、毎年2月および8月の10日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日。以下「分配日」といいます。)に収益の分配が行われます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。管理会社は、投資顧問会社と協議の上、分配を行わない場合があります。</p>

## I. 運用の経過等

### (1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

#### ■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

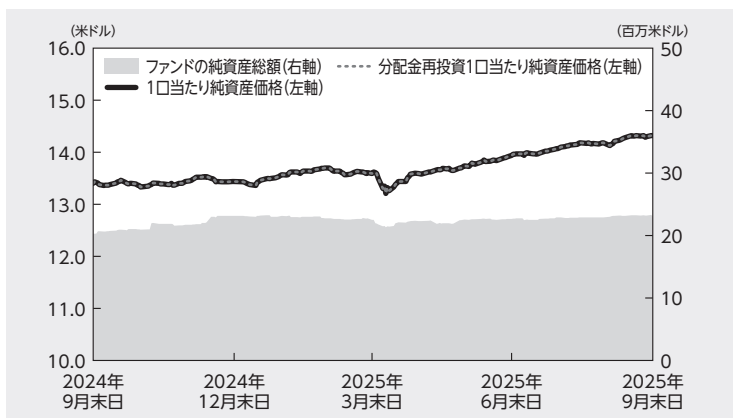
<米ドル(毎月)クラス>



第11期末の1口当たり純資産価格	7.59米ドル
第12期末の1口当たり純資産価格	7.73米ドル(分配金額0.360米ドル)
騰落率	6.81%

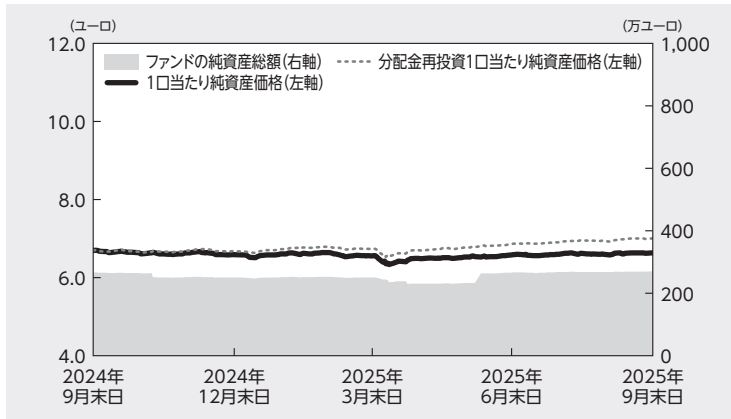
- (注1) 1口当たり純資産価格および純資産総額には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。以下同じです。
- (注2) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注3) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注5) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第11期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。なお、米ドル(年2回)クラス、ユーロ(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスは、当期において分配を行っていないため、分配金再投資1口当たり純資産価格の値は1口当たり純資産価格の値と同じです。
- (注6) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注7) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

<米ドル(年2回)クラス>



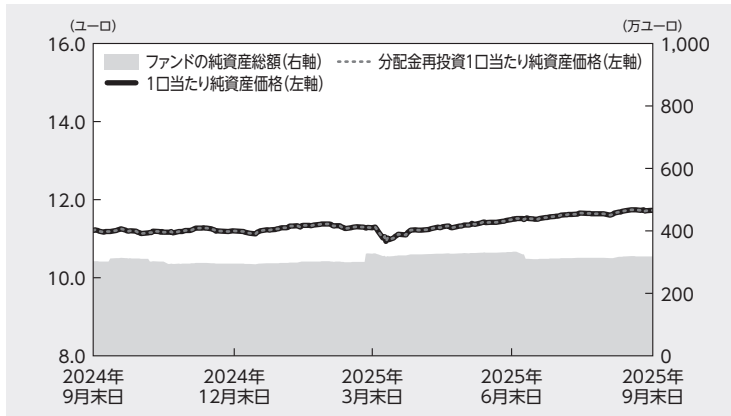
第11期末の1口当たり純資産価格	13.40米ドル
第12期末の1口当たり純資産価格	14.32米ドル(分配金額0.000米ドル)
騰落率	6.87%

<ユーロ(毎月)クラス>



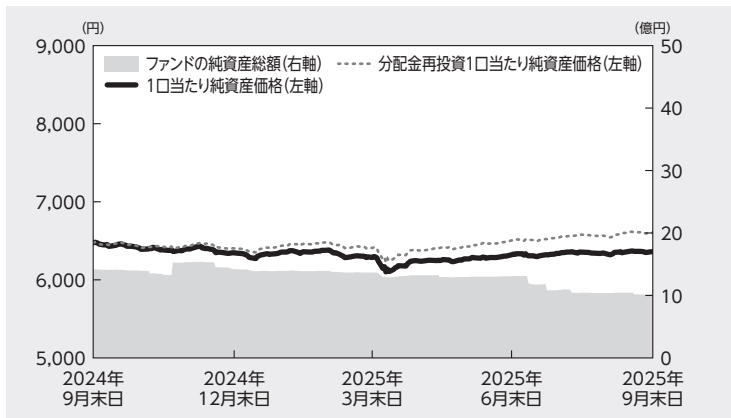
第11期末の1口当たり純資産価格	6.69ユーロ
第12期末の1口当たり純資産価格	6.63ユーロ (分配金額0.360ユーロ)
騰落率	4.68%

<ユーロ(年2回)クラス>



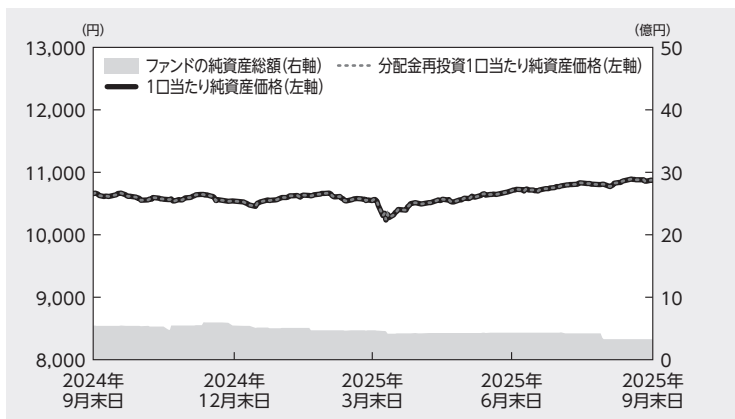
第11期末の1口当たり純資産価格	11.21ユーロ
第12期末の1口当たり純資産価格	11.73ユーロ (分配金額0.000ユーロ)
騰落率	4.64%

<円(毎月)クラス>



第11期末の1口当たり純資産価格	6,472円
第12期末の1口当たり純資産価格	6,359円 (分配金額240円)
騰落率	2.05%

<円(年2回)クラス>



第11期末の1口当たり純資産価格	10,654円
第12期末の1口当たり純資産価格	10,872円(分配金額0円)
騰落率	2.05%

## ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

### 上昇要因

保有する債券のスプレッド(国債に対する上乗せ金利)が縮小したことに加え、利息収入などが純資産価格の主な上昇要因となりました。

### 下落要因

一方、主要先進国の国債利回りが上昇したこと(価格は下落)や、分配金をお支払いしたことなどが純資産価格の下落要因となりました。

## ■分配金について

当期(2024年10月1日～2025年9月30日)の1口当たり分配金(税引前)は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<米ドル(毎月)クラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金額(米ドル) (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり(米ドル) 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2024年10月10日	7.55	0.030 (0.40%)	0.050
2024年11月12日	7.53	0.030 (0.40%)	0.010
2024年12月10日	7.57	0.030 (0.39%)	0.070
2025年1月10日	7.46	0.030 (0.40%)	-0.080
2025年2月10日	7.56	0.030 (0.40%)	0.130
2025年3月10日	7.55	0.030 (0.40%)	0.020
2025年4月10日	7.34	0.030 (0.41%)	-0.180
2025年5月12日	7.49	0.030 (0.40%)	0.180
2025年6月10日	7.55	0.030 (0.40%)	0.090
2025年7月10日	7.62	0.030 (0.39%)	0.100
2025年8月12日	7.67	0.030 (0.39%)	0.080
2025年9月10日	7.70	0.030 (0.39%)	0.060

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率(\%)} = 100 \times a / b$$

a=当該分配日における1口当たり分配金額

b=当該分配日における1口当たり純資産価格+当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b=当該分配日における1口当たり純資産価格+当該分配日における1口当たり分配金額

c=当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3)2024年10月10日の直前の分配日(2024年9月10日)における1口当たり純資産価格は、7.53米ドルでした。

<米ドル(年2回)クラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金額(米ドル) (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり(米ドル) 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2025年2月10日	13.62	0.000 (0.00%)	0.520
2025年8月12日	14.15	0.000 (0.00%)	0.530

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率(\%)} = 100 \times a / b$$

a=当該分配日における1口当たり分配金額

b=当該分配日における1口当たり純資産価格+当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b=当該分配日における1口当たり純資産価格+当該分配日における1口当たり分配金額

c=当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3)米ドル(年2回)クラスの分配日は2月および8月の各10日ですが、当期においては分配は行われませんでした。

(注4)2025年2月10日の直前の分配日(2024年8月13日)における1口当たり純資産価格は、13.10米ドルでした。

<ユーロ(毎月)クラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (ユーロ)	1口当たり分配金額(ユーロ) (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり(ユーロ) 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2024年10月10日	6.64	0.030 (0.45%)	0.020
2024年11月12日	6.61	0.030 (0.45%)	0.000
2024年12月10日	6.64	0.030 (0.45%)	0.060
2025年1月10日	6.52	0.030 (0.46%)	-0.090
2025年2月10日	6.61	0.030 (0.45%)	0.120
2025年3月10日	6.58	0.030 (0.45%)	0.000
2025年4月10日	6.37	0.030 (0.47%)	-0.180
2025年5月12日	6.49	0.030 (0.46%)	0.150
2025年6月10日	6.53	0.030 (0.46%)	0.070
2025年7月10日	6.57	0.030 (0.45%)	0.070
2025年8月12日	6.60	0.030 (0.45%)	0.060
2025年9月10日	6.61	0.030 (0.45%)	0.040

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) =  $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 =  $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3) 2024年10月10日の直前の分配日(2024年9月10日)における1口当たり純資産価格は、6.65ユーロでした。

<ユーロ(年2回)クラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (ユーロ)	1口当たり分配金額(ユーロ) (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり(ユーロ) 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2025年2月10日	11.33	0.000 (0.00%)	0.340
2025年8月12日	11.63	0.000 (0.00%)	0.300

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) =  $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 =  $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3) ユーロ(年2回)クラスの分配日は2月および8月の各10日ですが、当期においては分配は行われませんでした。

(注4) 2025年2月10日の直前の分配日(2024年8月13日)における1口当たり純資産価格は、10.99ユーロでした。

<円(毎月)クラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (円)	1口当たり分配金額(円) (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり(円) 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2024年10月10日	6,428	20 (0.31%)	4
2024年11月12日	6,389	20 (0.31%)	-19
2024年12月10日	6,407	20 (0.31%)	38
2025年1月10日	6,286	20 (0.32%)	-101
2025年2月10日	6,356	20 (0.31%)	90
2025年3月10日	6,327	20 (0.32%)	-9
2025年4月10日	6,136	20 (0.32%)	-171
2025年5月12日	6,248	20 (0.32%)	132
2025年6月10日	6,277	20 (0.32%)	49
2025年7月10日	6,318	20 (0.32%)	61
2025年8月12日	6,344	20 (0.31%)	46
2025年9月10日	6,347	20 (0.31%)	23

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) =  $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 =  $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3) 2024年10月10日の直前の分配日(2024年9月10日)における1口当たり純資産価格は、6,444円でした。

<円(年2回)クラス>

分配日	1口当たり純資産価格 (円)	1口当たり分配金額(円) (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり(円) 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2025年2月10日	10,627	0 (0.00%)	135
2025年8月12日	10,812	0 (0.00%)	185

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) =  $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 =  $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3) 円(年2回)クラスの分配日は2月および8月の各10日ですが、当期においては分配は行われませんでした。

(注4) 2025年2月10日の直前の分配日(2024年8月13日)における1口当たり純資産価格は、10,492円でした。

## ■投資環境について

当期、CoCosおよびキャピタル証券市場は国債の利回りが上昇(価格は下落)したものの、クレジット・スプレッド(国債に対する上乘せ金利)が縮小したことから、トータル・リターンがプラスとなりました。(米ドル/為替ヘッジベース)。

米国国債について、期の月上旬においては、インフレ圧力が高まり、FRB(米連邦準備制度理事会)が利下げのペースを減速させるとの予想が台頭し、利回りが上昇しました。期の中盤においては、米国が対中国での関税引き上げを示唆し、安全資産としての国債の需要が高まった局面等で、利回りは低下しました。期の下旬にかけては、事前予想を上回る経済指標が発表されたことで、利回りが上昇し、結局前期末対比で上昇した水準で期末を迎えました。一方でCoCosおよびキャピタル証券のスプレッドについては、期中に発表された決算内容から良好な企業ファンダメンタルズが確認されたこと、利回りを求める投資家の需要が継続したこと等を背景に、前期末対比で縮小する展開となりました。

## ■ポートフォリオについて

期中のポートフォリオ・ポジショニングについては、英国、フランス、米国などにおけるナショナル・チャンピオン(国を代表する金融機関)である上位行を中心に組み入れています。CoCosについては、コールリスク対比で魅力度の高い個別銘柄の発掘に注力しています。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

## ■今後の運用方針

社債市場について、総じて健全な企業ファンダメンタルズ、良好なマクロ環境などをポジティブに見ています。銀行セクターについて、預金残高が足元で安定的に推移していることや、低水準な負債比率や健全な自己資本比率等を好感しています。また、他のセクター対比で魅力的な利回りを提供しているとみています。一方で、市場のボラティリティの上昇などを警戒しており、選択的・機動的に投資機会を捉える方針です。引き続き流動性の維持を重視し、保有資産のクオリティを含め信用力と魅力度の高い銘柄の選択に注力します。

今後も投資方針に基づいて運用を行います。

## (2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (副管理報酬を含む)	ファンドの純資産総額の0.05%(年率) ファンド資産の管理運用、ファンド証券の発行・買戻し業務に対する対価	
受託報酬	ファンドの純資産総額の0.02%(年率) ファンドの受託業務に対する対価	
管理事務代行報酬 および名義書換事務 代行報酬	純資産総額	料率(年率)
	500百万米ドルまで	0.050%
	500百万米ドル超 10億米ドルまで	0.040%
	10億米ドル超	0.030%
投資顧問報酬	ファンドの純資産総額の0.80%(年率) 投資顧問報酬には副投資顧問会社に支払われる副投資顧問報酬が含まれます。 ファンド資産の運用業務に対する対価	
販売報酬	ファンドの純資産総額の0.80%(年率) 日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次業務に対する対価	
代行協会員報酬	ファンドの純資産総額の0.03%(年率) 1口当たり純資産価格の公表、ファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等の業務に対する対価	
その他の費用(当期)	0.23% 設立費用、監査費用、弁護士費用、印刷費用、有価証券売買時の売買委託手数料、保管費用等	

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

## Ⅱ. 直近10期の運用実績

### (1) 純資産の推移

第12会計年度中における各月末および下記会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第3会計年度末 (2016年9月末日)	50,518,562.35	7,762,682,291	9.33	1,434
第4会計年度末 (2017年9月末日)	32,436,287.13	4,984,159,880	9.43	1,449
第5会計年度末 (2018年9月末日)	24,101,351.87	3,703,413,728	8.83	1,357
第6会計年度末 (2019年9月末日)	22,695,683.18	3,487,418,677	9.03	1,388
第7会計年度末 (2020年9月末日)	24,984,104.19	3,839,057,450	8.80	1,352
第8会計年度末 (2021年9月末日)	46,139,887.16	7,089,855,061	8.83	1,357
第9会計年度末 (2022年9月末日)	19,373,585.14	2,976,945,093	6.97	1,071
第10会計年度末 (2023年9月末日)	22,869,789.54	3,514,171,861	7.04	1,082
第11会計年度末 (2024年9月末日)	38,118,107.77	5,857,228,440	7.59	1,166
第12会計年度末 (2025年9月末日)	42,344,215.03	6,506,612,082	7.73	1,188
2024年10月末日	38,356,380.94	5,893,841,495	7.52	1,156
11月末日	38,614,035.30	5,933,432,664	7.55	1,160
12月末日	38,617,470.64	5,933,960,539	7.52	1,156
2025年1月末日	38,865,309.77	5,972,043,499	7.56	1,162
2月末日	39,124,237.20	6,011,830,288	7.61	1,169
3月末日	38,701,151.70	5,946,818,970	7.52	1,156
4月末日	38,390,419.95	5,899,071,930	7.48	1,149
5月末日	39,311,148.97	6,040,551,151	7.54	1,159
6月末日	39,598,021.14	6,084,631,928	7.62	1,171
7月末日	39,596,041.91	6,084,327,800	7.66	1,177
8月末日	41,892,357.97	6,437,179,726	7.69	1,182
9月末日	42,344,215.03	6,506,612,082	7.73	1,188

(注1) 各外国通貨の円貨換算は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=153.66円および1ユーロ=183.36円によります。以下同じです。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。以下同じです。

(注3) 本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、本表中に記載される数値は1日の遅れがあり各計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。以下同じです。

<米ドル(年2回)クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第3会計年度末 (2016年9月末日)	22,871,039.01	3,514,363,854	10.54	1,620
第4会計年度末 (2017年9月末日)	12,170,077.81	1,870,054,156	11.29	1,735
第5会計年度末 (2018年9月末日)	8,382,724.95	1,288,089,516	11.21	1,723
第6会計年度末 (2019年9月末日)	8,091,013.97	1,243,265,207	12.20	1,875
第7会計年度末 (2020年9月末日)	14,586,889.04	2,241,421,370	12.63	1,941
第8会計年度末 (2021年9月末日)	13,917,431.44	2,138,552,515	13.47	2,070
第9会計年度末 (2022年9月末日)	12,843,082.91	1,973,468,120	11.14	1,712
第10会計年度末 (2023年9月末日)	14,288,365.65	2,195,550,266	11.83	1,818
第11会計年度末 (2024年9月末日)	20,268,972.30	3,114,530,284	13.40	2,059
第12会計年度末 (2025年9月末日)	23,081,445.46	3,546,694,909	14.32	2,200
2024年10月末日	20,934,207.74	3,216,750,361	13.33	2,048
11月末日	21,700,538.15	3,334,504,692	13.44	2,065
12月末日	23,168,398.62	3,560,056,132	13.44	2,065
2025年1月末日	23,125,592.53	3,553,478,548	13.57	2,085
2月末日	22,768,518.63	3,498,610,573	13.70	2,105
3月末日	22,496,712.66	3,456,844,867	13.59	2,088
4月末日	22,333,601.62	3,431,781,225	13.59	2,088
5月末日	22,543,241.38	3,463,994,470	13.74	2,111
6月末日	22,677,365.32	3,484,603,955	13.94	2,142
7月末日	22,892,835.57	3,517,713,114	14.08	2,164
8月末日	22,910,954.45	3,520,497,261	14.18	2,179
9月末日	23,081,445.46	3,546,694,909	14.32	2,200

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第3会計年度末 (2016年9月末日)	1,684,003.63	308,778,906	9.19	1,685
第4会計年度末 (2017年9月末日)	5,521,358.24	1,012,396,247	9.10	1,669
第5会計年度末 (2018年9月末日)	5,709,418.25	1,046,878,930	8.42	1,544
第6会計年度末 (2019年9月末日)	4,128,720.11	757,042,119	8.51	1,560
第7会計年度末 (2020年9月末日)	2,411,319.82	442,139,602	8.26	1,515
第8会計年度末 (2021年9月末日)	2,565,954.90	470,493,490	8.36	1,533
第9会計年度末 (2022年9月末日)	1,962,519.99	359,847,665	6.48	1,188
第10会計年度末 (2023年9月末日)	1,732,241.05	317,623,719	6.35	1,164
第11会計年度末 (2024年9月末日)	2,661,788.76	488,065,587	6.69	1,227
第12会計年度末 (2025年9月末日)	2,697,300.25	494,576,974	6.63	1,216
2024年10月末日	2,635,784.28	483,297,406	6.61	1,212
11月末日	2,512,855.63	460,757,208	6.63	1,216
12月末日	2,503,584.61	459,057,274	6.59	1,208
2025年1月末日	2,516,367.66	461,401,174	6.61	1,212
2月末日	2,530,570.62	464,005,429	6.64	1,218
3月末日	2,500,728.26	458,533,534	6.55	1,201
4月末日	2,305,463.89	422,729,859	6.49	1,190
5月末日	2,325,464.73	426,397,213	6.53	1,197
6月末日	2,660,362.98	487,804,156	6.58	1,207
7月末日	2,676,459.06	490,755,533	6.60	1,210
8月末日	2,681,973.35	491,766,633	6.60	1,210
9月末日	2,697,300.25	494,576,974	6.63	1,216

<ユーロ（年2回）クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第3会計年度末 (2016年9月末日)	3,580,745.85	656,565,559	10.40	1,907
第4会計年度末 (2017年9月末日)	4,601,464.81	843,724,588	10.94	2,006
第5会計年度末 (2018年9月末日)	5,620,597.75	1,030,592,803	10.59	1,942
第6会計年度末 (2019年9月末日)	5,113,475.24	937,606,820	11.17	2,048
第7会計年度末 (2020年9月末日)	3,832,890.85	702,798,866	11.32	2,076
第8会計年度末 (2021年9月末日)	4,719,266.20	865,324,650	11.96	2,193
第9会計年度末 (2022年9月末日)	3,339,047.29	612,247,711	9.72	1,782
第10会計年度末 (2023年9月末日)	2,633,093.06	482,803,943	10.07	1,846
第11会計年度末 (2024年9月末日)	3,028,356.16	555,279,385	11.21	2,055
第12会計年度末 (2025年9月末日)	3,186,024.61	584,189,472	11.73	2,151
2024年10月末日	3,103,755.80	569,104,663	11.13	2,041
11月末日	2,954,930.99	541,816,146	11.21	2,055
12月末日	2,952,130.00	541,302,557	11.20	2,054
2025年1月末日	2,975,576.78	545,601,758	11.28	2,068
2月末日	3,026,931.51	555,018,162	11.38	2,087
3月末日	3,272,360.84	600,020,084	11.28	2,068
4月末日	3,249,053.50	595,746,450	11.22	2,057
5月末日	3,285,989.41	602,519,018	11.35	2,081
6月末日	3,326,162.95	609,885,239	11.49	2,107
7月末日	3,120,139.25	572,108,733	11.59	2,125
8月末日	3,134,043.23	574,658,167	11.64	2,134
9月末日	3,186,024.61	584,189,472	11.73	2,151

<円（毎月）クラス受益証券>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第3会計年度末 (2016年9月末日)	3,133,013,456	9,199
第4会計年度末 (2017年9月末日)	2,183,185,388	9,135
第5会計年度末 (2018年9月末日)	1,656,155,821	8,469
第6会計年度末 (2019年9月末日)	1,572,219,609	8,579
第7会計年度末 (2020年9月末日)	1,378,318,227	8,332
第8会計年度末 (2021年9月末日)	1,296,638,000	8,476
第9会計年度末 (2022年9月末日)	878,418,040	6,604
第10会計年度末 (2023年9月末日)	1,158,194,176	6,313
第11会計年度末 (2024年9月末日)	1,406,484,647	6,472
第12会計年度末 (2025年9月末日)	1,014,730,128	6,359
2024年10月末日	1,393,394,237	6,390
11月末日	1,531,035,202	6,394
12月末日	1,420,831,105	6,345
2025年1月末日	1,395,947,430	6,357
2月末日	1,394,007,544	6,377
3月末日	1,366,082,679	6,288
4月末日	1,323,938,055	6,240
5月末日	1,298,212,273	6,270
6月末日	1,309,339,443	6,320
7月末日	1,085,719,338	6,340
8月末日	1,041,254,670	6,342
9月末日	1,014,730,128	6,359

<円（年2回）クラス受益証券>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第3会計年度末 (2016年9月末日)	2,697,265,571	10,402
第4会計年度末 (2017年9月末日)	1,055,134,547	10,964
第5会計年度末 (2018年9月末日)	688,846,392	10,641
第6会計年度末 (2019年9月末日)	462,521,374	11,251
第7会計年度末 (2020年9月末日)	485,501,864	11,406
第8会計年度末 (2021年9月末日)	526,328,475	12,103
第9会計年度末 (2022年9月末日)	438,191,638	9,882
第10会計年度末 (2023年9月末日)	476,394,550	9,977
第11会計年度末 (2024年9月末日)	544,147,245	10,654
第12会計年度末 (2025年9月末日)	330,293,153	10,872
2024年10月末日	538,900,406	10,551
11月末日	548,235,396	10,591
12月末日	544,703,180	10,544
2025年1月末日	506,749,937	10,596
2月末日	473,278,380	10,664
3月末日	468,146,995	10,548
4月末日	424,369,887	10,502
5月末日	427,753,308	10,585
6月末日	432,522,555	10,703
7月末日	435,302,441	10,772
8月末日	328,347,750	10,808
9月末日	330,293,153	10,872

## (2) 分配の推移

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

	米ドル	円
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	0.540	83
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	0.540	83
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	0.540	83
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0.540	83
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0.540	83
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0.540	83
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0.375	58
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0.360	55
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0.360	55
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0.360	55
2024年10月	0.030	5
11月	0.030	5
12月	0.030	5
2025年1月	0.030	5
2月	0.030	5
3月	0.030	5
4月	0.030	5
5月	0.030	5
6月	0.030	5
7月	0.030	5
8月	0.030	5
9月	0.030	5

<米ドル（年2回）クラス受益証券>

	米ドル	円
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	0.000	0
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	0.000	0
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	0.000	0
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0.000	0
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0.000	0
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0.000	0
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0.000	0
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0.000	0
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0.000	0
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0.000	0
2025年2月	0.000	0
8月	0.000	0

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

	ユーロ	円
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	0.540	99
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	0.540	99
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	0.405	74
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0.360	66
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0.360	66
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0.360	66
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0.360	66
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0.360	66
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0.360	66
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0.360	66
2024年10月	0.030	6
11月	0.030	6
12月	0.030	6
2025年1月	0.030	6
2月	0.030	6
3月	0.030	6
4月	0.030	6
5月	0.030	6
6月	0.030	6
7月	0.030	6
8月	0.030	6
9月	0.030	6

<ユーロ（年2回）クラス受益証券>

	ユーロ	円
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	0.000	0
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	0.000	0
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	0.000	0
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0.000	0
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0.000	0
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0.000	0
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0.000	0
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0.000	0
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0.000	0
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0.000	0
2025年2月	0.000	0
8月	0.000	0

<円（毎月）クラス受益証券>

	円
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	540
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	540
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	405
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	360
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	360
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	360
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	360
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	360
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	260
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	240
2024年10月	20
11月	20
12月	20
2025年1月	20
2月	20
3月	20
4月	20
5月	20
6月	20
7月	20
8月	20
9月	20

<円 (年2回) クラス受益証券>

	円
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	0
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	0
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	0
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	0
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	0
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	0
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	0
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	0
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	0
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	0
2025年2月	0
8月	0

### (3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりです。

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	970,846.866 (970,846.866)	2,105,055.580 (2,105,055.580)	5,417,147.992 (5,417,147.992)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	632,440.363 (632,440.363)	2,609,893.378 (2,609,893.378)	3,439,694.977 (3,439,694.977)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	465,779.069 (465,779.069)	1,175,102.461 (1,175,102.461)	2,730,371.585 (2,730,371.585)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	344,950.172 (344,950.172)	562,996.461 (562,996.461)	2,512,325.296 (2,512,325.296)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	804,935.002 (804,935.002)	478,625.673 (478,625.673)	2,838,634.625 (2,838,634.625)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	3,043,358.416 (3,043,358.416)	658,093.662 (658,093.662)	5,223,899.379 (5,223,899.379)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	1,405,958.006 (1,405,958.006)	3,850,106.807 (3,850,106.807)	2,779,750.578 (2,779,750.578)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	1,384,710.329 (1,384,710.329)	916,179.382 (916,179.382)	3,248,281.525 (3,248,281.525)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	4,501,919.424 (4,501,919.424)	2,729,779.468 (2,729,779.468)	5,020,421.481 (5,020,421.481)
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	681,977.311 (681,977.311)	226,736.903 (226,736.903)	5,475,661.889 (5,475,661.889)

(注1) ( ) の数は本邦における販売口数、買戻口数または発行済口数です。以下同じです。

(注2) 取引日当日の取引は取引日の翌日に反映されるため、各口数には取引日当日の取引は含まれていません。財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含みます。以下同じです。

<米ドル（年2回）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	137,231.756 (137,231.756)	1,200,450.583 (1,200,450.583)	2,170,014.523 (2,170,014.523)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	256,294.464 (256,294.464)	1,348,759.643 (1,348,759.643)	1,077,549.344 (1,077,549.344)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	54,009.149 (54,009.149)	383,970.701 (383,970.701)	747,587.792 (747,587.792)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	76,090.417 (76,090.417)	160,587.957 (160,587.957)	663,090.252 (663,090.252)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	728,754.600 (728,754.600)	237,264.636 (237,264.636)	1,154,580.216 (1,154,580.216)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	234,340.097 (234,340.097)	355,364.789 (355,364.789)	1,033,555.524 (1,033,555.524)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	345,318.774 (345,318.774)	225,624.773 (225,624.773)	1,153,249.525 (1,153,249.525)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	701,211.234 (701,211.234)	646,776.201 (646,776.201)	1,207,684.558 (1,207,684.558)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	430,102.149 (430,102.149)	125,616.154 (125,616.154)	1,512,170.553 (1,512,170.553)
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	411,963.504 (411,963.504)	312,012.403 (312,012.403)	1,612,121.654 (1,612,121.654)

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	21,931.780 (21,931.780)	9,339.233 (9,339.233)	183,257.123 (183,257.123)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	450,486.004 (450,486.004)	27,258.025 (27,258.025)	606,485.102 (606,485.102)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	239,929.490 (239,929.490)	168,656.439 (168,656.439)	677,758.153 (677,758.153)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	2,704.421 (2,704.421)	195,256.649 (195,256.649)	485,205.925 (485,205.925)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	33,714.025 (33,714.025)	226,874.205 (226,874.205)	292,045.745 (292,045.745)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	146,412.545 (146,412.545)	131,421.603 (131,421.603)	307,036.687 (307,036.687)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	11,477.518 (11,477.518)	15,605.950 (15,605.950)	302,908.255 (302,908.255)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	56,887.047 (56,887.047)	86,802.715 (86,802.715)	272,992.587 (272,992.587)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	156,442.431 (156,442.431)	31,527.312 (31,527.312)	397,907.706 (397,907.706)
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	56,254.800 (56,254.800)	47,192.368 (47,192.368)	406,970.138 (406,970.138)

<ユーロ（年2回）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	287,407.634 (287,407.634)	52,291.555 (52,291.555)	344,461.096 (344,461.096)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	283,478.935 (283,478.935)	207,142.594 (207,142.594)	420,797.437 (420,797.437)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	284,718.221 (284,718.221)	174,980.497 (174,980.497)	530,535.161 (530,535.161)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	21,589.001 (21,589.001)	94,470.513 (94,470.513)	457,653.649 (457,653.649)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	77,599.367 (77,599.367)	196,741.772 (196,741.772)	338,511.244 (338,511.244)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	114,000.420 (114,000.420)	57,902.681 (57,902.681)	394,608.983 (394,608.983)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	20,991.949 (20,991.949)	72,238.832 (72,238.832)	343,362.100 (343,362.100)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	101,679.132 (101,679.132)	183,469.526 (183,469.526)	261,571.706 (261,571.706)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	58,090.043 (58,090.043)	49,548.081 (49,548.081)	270,113.668 (270,113.668)
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	37,426.996 (37,426.996)	35,992.181 (35,992.181)	271,548.483 (271,548.483)

<円（毎月）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	102,460.775 (102,460.775)	85,029.425 (85,029.425)	340,598.791 (340,598.791)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	69,782.514 (69,782.514)	171,379.723 (171,379.723)	239,001.582 (239,001.582)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	41,089.951 (41,089.951)	84,544.967 (84,544.967)	195,546.566 (195,546.566)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	22,211.399 (22,211.399)	34,496.556 (34,496.556)	183,261.409 (183,261.409)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	19,020.965 (19,020.965)	36,854.248 (36,854.248)	165,428.126 (165,428.126)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	28,375.498 (28,375.498)	40,833.650 (40,833.650)	152,969.974 (152,969.974)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	11,332.024 (11,332.024)	31,282.499 (31,282.499)	133,019.499 (133,019.499)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	64,893.570 (64,893.570)	14,449.010 (14,449.010)	183,464.059 (183,464.059)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	56,172.242 (56,172.242)	22,319.135 (22,319.135)	217,317.166 (217,317.166)
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	39,341.125 (39,341.125)	97,088.101 (97,088.101)	159,570.190 (159,570.190)

<円（年2回）クラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	33,038.987 (33,038.987)	81,065.594 (81,065.594)	259,297.733 (259,297.733)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	35,711.700 (35,711.700)	198,775.320 (198,775.320)	96,234.113 (96,234.113)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	5,371.697 (5,371.697)	36,870.594 (36,870.594)	64,735.216 (64,735.216)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	2,278.027 (2,278.027)	25,903.988 (25,903.988)	41,109.255 (41,109.255)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	25,414.032 (25,414.032)	23,956.222 (23,956.222)	42,567.065 (42,567.065)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	9,986.139 (9,986.139)	9,066.941 (9,066.941)	43,486.263 (43,486.263)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	8,735.574 (8,735.574)	7,880.258 (7,880.258)	44,341.579 (44,341.579)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	18,013.848 (18,013.848)	14,607.619 (14,607.619)	47,747.808 (47,747.808)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	13,128.212 (13,128.212)	9,801.092 (9,801.092)	51,074.928 (51,074.928)
第12会計年度 (2024年10月1日～ 2025年9月末日)	10,962.374 (10,962.374)	31,658.190 (31,658.190)	30,379.112 (30,379.112)

Ⅲ. ファンドの現況  
純資産額計算書

(2025年9月末日現在)

I. 資産総額		82,137,488.00米ドル	12,621,246,406円
II. 負債総額		688,363.00米ドル	105,773,859円
III. 純資産総額	米ドル(毎月)クラス 受益証券:	42,344,215.03米ドル	6,506,612,082円
	米ドル(年2回)クラス 受益証券:	23,081,445.46米ドル	3,546,694,909円
	ユーロ(毎月)クラス 受益証券:	2,697,300.25ユーロ	494,576,974円
	ユーロ(年2回)クラス 受益証券:	3,186,024.61ユーロ	584,189,472円
	円(毎月)クラス受益 証券:	1,014,730,128円	
	円(年2回)クラス受 益証券:	330,293,153円	
IV. 発行済口数	米ドル(毎月)クラス 受益証券:	5,475,661.889口	
	米ドル(年2回)クラス 受益証券:	1,612,121.654口	
	ユーロ(毎月)クラス 受益証券:	406,970.138口	
	ユーロ(年2回)クラス 受益証券:	271,548.483口	
	円(毎月)クラス受益 証券:	159,570.190口	
	円(年2回)クラス受 益証券:	30,379.112口	
V. 1口当たり純資産価格 (Ⅲ/Ⅳ)	米ドル(毎月)クラス 受益証券:	7.73米ドル	1,188円
	米ドル(年2回)クラス 受益証券:	14.32米ドル	2,200円
	ユーロ(毎月)クラス 受益証券:	6.63ユーロ	1,216円
	ユーロ(年2回)クラス 受益証券:	11.73ユーロ	2,151円
	円(毎月)クラス受益 証券:	6,359円	
	円(年2回)クラス受 益証券:	10,872円	

(注1) 資産総額および負債総額は、財務書類の数値を記載しております。

(注2) 純資産総額、発行済口数および1口当たり純資産価格には、取引を取引日翌日に反映するという観点に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合があります。財務書類は取引日当日の取引を含みますが、これらの数値は1日の遅れがあり計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいません。

#### IV. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ケイマン諸島における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円貨換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。
- d. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、2026年1月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=153.66円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されているため、日本円に換算された金額は合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## 英文から翻訳された独立監査人の報告書

MUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドであるGS CoCos&キャピタル証券ファンドの受託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 御中

### 監査意見

私たちは、添付の財務書類が、IFRS会計基準に準拠して、MUGC GSケイマン・ファンドのサブ・ファンドであるGS CoCos&キャピタル証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の2025年9月30日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の対象範囲

サブ・ファンドの財務書類は以下で構成されている。

- ・2025年9月30日現在の財政状態計算書
- ・2025年9月30日現在の投資明細表
- ・同日に終了した会計年度の包括利益計算書
- ・同日に終了した会計年度の買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書
- ・同日に終了した会計年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・財務書類に対する注記（重要性がある会計方針情報およびその他の説明情報を含む。）

### 監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 独立性

私たちは、国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA Code」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持している。また、私たちは、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たしている。

### その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、付録Iーアドバイザー報酬率および総経費率（無監査）で構成される（ただし、財務書類および財務書類に対する私たちの監査報告書は含まない。）。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

## 財務書類に対する経営者の責任

経営者は、IFRS会計基準に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業的前提に関する事項を開示する責任を有し、また、経営者がサブ・ファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業的前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

## 財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

## その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私たちの契約書の条項に従ってサブ・ファンドのみを利用者として想定しており、クラス・ファンド以外に配布および利用されるべきものではない。私たちは、この監査意見を表明するにあたり、事前に書面にて明示的に同意されている場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手した者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2025年12月19日

---

注：上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものである。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われているが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先する。



## Independent auditor's report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, solely in its capacity as trustee of GS CoCos & Capital Securities Fund, a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund

---

### Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of GS CoCos & Capital Securities Fund (the "Sub-Trust"), a sub-trust of MUGC GS Cayman Fund, as at 30 September 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

### *What we have audited*

The Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statements of financial position as at 30 September 2025;
- the schedule of investments as at 30 September 2025;
- the statements of comprehensive income for the year then ended;
- the statements of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the year then ended;
- the statements of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

---

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### *Independence*

We are independent of the Sub-Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

---

### Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Appendix I - Advisory Fee Rates and Total Net Expense Ratios (Unaudited) (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands  
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, [www.pwc.com/ky](http://www.pwc.com/ky)



In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

### **Responsibilities of management for the financial statements**

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.



- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

---

**Other matter**

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Sub-Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

---

PricewaterhouseCoopers

19 December 2025

## (1) 貸借対照表

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド  
 財政状態計算書  
 2025年9月30日現在

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
<b>流動資産</b>					
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3 (c), 4	79,762,181	12,256,257	76,787,704	11,799,199
未収利息	3 (b)	1,058,827	162,699	1,052,139	161,672
ブローカーに対する債権：					
担保金額	3 (e)	—	—	910,000	139,831
申込受益証券未収入金	3 (g), 8	67,764	10,413	558,472	85,815
現金および現金同等物	3 (d), 12	1,248,716	191,878	1,173,110	180,260
<b>資産合計</b>		<b>82,137,488</b>	<b>12,621,246</b>	<b>80,481,425</b>	<b>12,366,776</b>
<b>負債</b>					
<b>流動負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	3 (c), 4	8,773	1,348	726,681	111,662
ブローカーに対する債務：					
担保金額	3 (e)	—	—	930,000	142,904
買戻受益証券未払金	3 (g), 8	233,832	35,931	—	—
投資購入未払金		597	92	—	—
未払販売報酬	7 (d)	162,312	24,941	149,758	23,012
未払投資顧問報酬	7 (a)	154,089	23,677	140,962	21,660
未払監査報酬		45,126	6,934	48,239	7,412
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	14,250	2,190	8,067	1,240
未払保管報酬	7 (f)	13,072	2,009	8,604	1,322
未払弁護士報酬		11,654	1,791	127	20
未払管理報酬	7 (b)	10,144	1,559	11,922	1,832
未払代行協会員報酬	7 (g)	6,087	935	5,618	863
未払受託報酬	7 (e)	2,699	415	1,552	238
その他の未払報酬		25,728	3,953	373	57
<b>負債合計(買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)</b>		<b>688,363</b>	<b>105,774</b>	<b>2,031,903</b>	<b>312,222</b>
<b>買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産</b>		<b>81,449,125</b>	<b>12,515,473</b>	<b>78,449,522</b>	<b>12,054,554</b>

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

(2) 損益計算書

GS CoCos & キャピタル証券ファンド  
包括利益計算書  
2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>収益</b>					
受取利息	3 (b)	74,947	11,516	275,215	42,290
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産に係る利息	3 (b)	4,117,498	632,695	3,362,606	516,698
受取配当金	3 (b)	134,496	20,667	207,846	31,938
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債に係る実現純 利得/(損失) :					
投資		1,527,232	234,674	118,827	18,259
外国通貨		(1,524,626)	(234,274)	(1,915,036)	(294,264)
純損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債に係る未実現 利得/(損失)の純変動額 :					
投資		2,227,969	342,350	7,506,495	1,153,448
外国通貨		(412,127)	(63,327)	558,296	85,788
<b>純収益</b>		<b>6,145,389</b>	<b>944,300</b>	<b>10,114,249</b>	<b>1,554,156</b>
<b>営業費用</b>					
投資顧問報酬	7 (a)	642,337	98,702	575,519	88,434
販売報酬	7 (d)	638,346	98,088	575,519	88,434
管理事務代行報酬および名義書換事務 代行報酬	7 (c)	52,700	8,098	48,400	7,437
監査報酬		49,443	7,597	40,036	6,152
保管報酬	7 (f)	47,709	7,331	46,399	7,130
管理報酬	7 (b)	37,334	5,737	35,197	5,408
弁護士報酬		33,514	5,150	—	—
代行協会員報酬	7 (g)	23,936	3,678	21,582	3,316
受託報酬	7 (e)	17,007	2,613	14,388	2,211
支払利息	3 (b)	528	81	32	5
その他の費用		58,811	9,037	4,793	736
<b>営業費用合計</b>		<b>1,601,665</b>	<b>246,112</b>	<b>1,361,865</b>	<b>209,264</b>
<b>営業による純利益</b>		<b>4,543,724</b>	<b>698,189</b>	<b>8,752,384</b>	<b>1,344,891</b>
<b>財務費用 :</b>					
参加受益者に対する分配金	3 (h), 10	2,348,236	360,830	2,391,064	367,411
<b>分配金控除後源泉徴収税控除前利益</b>		<b>2,195,488</b>	<b>337,359</b>	<b>6,361,320</b>	<b>977,480</b>
源泉徴収税	6	(32,434)	(4,984)	(66,519)	(10,221)
<b>営業による買戻可能参加受益証券の受 益者に帰属する純資産の変動</b>		<b>2,163,054</b>	<b>332,375</b>	<b>6,294,801</b>	<b>967,259</b>

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

**GS CoCos & キャピタル証券ファンド**  
**買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書**  
**2025年9月30日終了年度**

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期首残高		78,449,522	12,054,554	52,752,690	8,105,978
買戻可能参加受益証券の発行による収入合計	8	13,949,625	2,143,499	43,363,939	6,663,303
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払合計	8	(13,113,076)	(2,014,955)	(23,961,908)	(3,681,987)
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		2,163,054	332,375	6,294,801	967,259
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期末残高		81,449,125	12,515,473	78,449,522	12,054,554

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド  
 キャッシュ・フロー計算書  
 2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>					
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		2,163,054	332,375	6,294,801	967,259
<b>調整：</b>					
現金に係る為替差益/(差損)		5,942	913	(27,562)	(4,235)
参加受益者に対する分配金	3 (h), 10	2,348,236	360,830	2,391,064	367,411
受取利息		(74,947)	(11,516)	(275,215)	(42,290)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息		(4,117,498)	(632,695)	(3,362,606)	(516,698)
受取配当金		(134,496)	(20,667)	(207,846)	(31,938)
支払利息		528	81	32	5
源泉徴収税		32,434	4,984	66,519	10,221
<b>合計</b>		<b>223,253</b>	<b>34,305</b>	<b>4,879,187</b>	<b>749,736</b>
<b>営業資産の純(増加)/減少：</b>					
ブローカーに対する債権：					
担保金額	3 (e)	910,000	139,831	(900,000)	(138,294)
投資売却未収入金		—	—	155	24
その他の資産		—	—	255	39
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		(2,974,477)	(457,058)	(29,776,919)	(4,575,521)
<b>営業負債の純増加/(減少)：</b>					
ブローカーに対する債務：					
担保金額	3 (e)	(930,000)	(142,904)	920,000	141,367
投資購入未払金		597	92	(19,299)	(2,965)
その他の未払報酬		25,355	3,896	(13,326)	(2,048)
未払投資顧問報酬	7 (a)	13,127	2,017	(168,387)	(25,874)
未払販売報酬	7 (d)	12,554	1,929	49,714	7,639
未払弁護士報酬		11,527	1,771	(44,874)	(6,895)
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	6,183	950	(4,033)	(620)
未払保管報酬	7 (f)	4,468	687	(4,866)	(748)
未払受託報酬	7 (e)	1,147	176	647	99
未払代行協会員報酬	7 (g)	469	72	1,865	287
未払管理報酬	7 (b)	(1,778)	(273)	(46)	(7)
未払監査報酬		(3,113)	(478)	7,122	1,094
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		(717,908)	(110,314)	334,598	51,414
<b>営業活動による/(に使用された)キャッシュ</b>		<b>(3,418,596)</b>	<b>(525,301)</b>	<b>(24,738,207)</b>	<b>(3,801,273)</b>

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
利息受取額(源泉徴収税控除後)	4,153,323	638,200	3,261,407	501,148
配当金受取額	134,496	20,667	214,547	32,967
支払利息	(528)	(81)	(32)	(5)
<b>営業活動による/(に使用された)正味 キャッシュ</b>	<b>868,695</b>	<b>133,484</b>	<b>(21,262,285)</b>	<b>(3,267,163)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー：</b>				
買戻可能参加受益証券の発行による収入	14,440,333	2,218,902	43,186,650	6,636,061
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支出	(12,879,244)	(1,979,025)	(23,961,908)	(3,681,987)
参加受益者に対する分配金	(2,348,236)	(360,830)	(2,391,064)	(367,411)
<b>財務活動による/(に使用された)正味 キャッシュ</b>	<b>(787,147)</b>	<b>(120,953)</b>	<b>16,833,678</b>	<b>2,586,663</b>
現金に係る為替差益/(差損)	(5,942)	(913)	27,562	4,235
現金の純増加/(減少)	75,606	11,618	(4,401,045)	(676,265)
現金および現金同等物期首残高	1,173,110	180,260	5,574,155	856,525
<b>現金および現金同等物期末残高</b>	<b>1,248,716</b>	<b>191,878</b>	<b>1,173,110</b>	<b>180,260</b>

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

**GS CoCos&キャピタル証券ファンド**  
**財務書類に対する注記**  
**2025年9月30日終了年度**

**1. 組織**

GS CoCos&キャピタル証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、MUGC GSケイマン・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S. A.（以下「管理会社」という。）が締結した、ケイマン諸島の2011年信託法（改訂）に基づく2010年2月10日付信託証書（補足または改訂されることがある。以下「信託証書」という。）により設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型免税ユニット・トラストである。トラストは、ミューチュアル・ファンド法（改訂済）により規制されている。

サブ・ファンドの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）が、サブ・ファンドとの投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従って、投資顧問を務めている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資に関する日常業務の監督および監視の責任を負っている。

投資顧問会社は、いずれもゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」という。）の関連当事者である、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドを、副投資顧問契約および副投資顧問・参加関連会社サービス契約（以下、併せて「副投資顧問契約」という。）に従って副投資顧問会社（いずれか、または併せて、以下「副投資顧問会社」という。）に任命した。副投資顧問契約に基づき、副投資顧問会社は、サブ・ファンドに対し専門家としての投資の助言を継続的に提供し、サブ・ファンドの代わりにすべての取引を実行および管理する。副投資顧問会社は、副投資顧問契約に基づき提供するサービスの対価として報酬を受け取る。

サブ・ファンドは、以下の日に運用を開始し、受益証券クラスを設定した。

受益証券クラス	運用開始日
ユーロ（毎月）クラス	2014年6月10日
ユーロ（年2回）クラス	2014年6月10日
円（毎月）クラス	2014年6月10日
円（年2回）クラス	2014年6月10日
米ドル（毎月）クラス	2014年6月10日
米ドル（年2回）クラス	2014年6月10日

サブ・ファンドは、管理会社が受託会社および投資顧問会社との協議によりその裁量でサブ・ファンドの存続期間を延長しない限り、2029年9月28日に終了予定である。

財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建で表示されている。投資顧問会社は、この通貨が、サブ・ファンドの基本的な取引、事象および状態の経済的効果を最も正確に示すと考えている。

## 2. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、主に、銀行や保険会社を含む世界の金融機関およびその他の企業により発行される偶発資本証券 (Contingent Capital Securities) (すなわち、偶発転換社債 (Contingent Convertible Securities)、以下「C o C o s」という。) ならびに優先証券および期限付劣後債 (以下総称して「キャピタル証券」という。) で構成される分散ポートフォリオに投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求することである。C o C o sに関連して、これらの種類のキャピタル証券には、金融機関の財務上の健全性を維持する目的で、特定のトリガー事由 (自己資本比率が事前に定められた水準を下回るなど) が発生した場合に元本の全部または一部が削減される、あるいは株式に転換されるといった条項が付されている。

## 3. 重要性がある会計方針の要約

### (a) 財務書類

#### *財務書類の作成の基礎*

当財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準 (以下「I F R S会計基準」という。) に従って作成されている。当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債 (デリバティブ商品を含む。) の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。財務書類の作成には、財務書類および添付の注記の報告金額に影響を与える可能性がある経営者による一定の見積りおよび仮定が要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

#### **i. 2025年1月1日以後開始する会計期間から発効し、サブ・ファンドに適用されている、または適用可能であった新規の基準、修正および解釈指針**

2025年1月1日以後開始する会計年度から発効し、サブ・ファンドの財務書類に対して重要な影響を及ぼすと見込まれる新規の基準、現行基準の修正または解釈指針はない。

#### **ii. 公表済であるが、未発効かつサブ・ファンドが早期適用していない新規の基準、修正および解釈指針**

2024年4月、国際会計基準審議会 (以下「I A S B」という。) はI F R S第18号「財務諸表における表示および開示」を公表した。これは、包括利益計算書において新たに要求される項目と小計ならびに情報のグルーピングに関するガイダンスの拡充を含む新しい要求事項を導入することにより、財務報告の品質を向上させることを目的としている。I F R S第18号は、I A S第1号の「財務諸表の表示」を置き換えるものである。当該基準は2027年1月1日以降に開始する会計期間から適用され、早期適用も認められている。サブ・ファンドは現在、これらの新基準の影響を評価中である。

2024年5月、I A S Bは、金融商品の分類と測定に関連するI F R S第9号およびI F R S第7号を対象とした的を絞った修正を公表した。本修正には、一定の金融資産および金融負債の認識日および認識の中止日の明確化、元本および利息の支払いのみのキャッシュ・フローの評価に関する追加のガイダンス、特定の金融商品に関する新たな開示が含まれる。本修正の適用開始日は、2026年1月1日以降に開始する会計期間である。現在、経営者はこれらの変更が財務書類に与える影響を評価中である。サブ・ファンドの財務書類に対して重要な影響を及ぼすと見込まれるその他の基準、基準の修正または解釈指針はない。

## (b) 投資取引、関連する投資収益および営業費用

サブ・ファンドは、その投資取引を取引日基準で計上している。実現利得および損失は先入先出法（FIFO）に基づいている。受取配当金および支払配当金は、配当落ち日に計上され、また、利息および支払利息は投資の存続期間にわたり発生主義で計上される。発生時に計上される当座借越費用（該当がある場合）は、支払利息に含まれる。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息は、市場割引、当初発行時割引の償却およびプレミアムの償却を含み、基礎となる投資の存続期間にわたり収益に計上される。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る利息および受取配当金は、源泉徴収税（課税される場合）控除前の総額ベースで包括利益計算書に認識および表示される。受取利息には現金および現金同等物に係る利息が含まれる。費用の払い戻し（該当がある場合）は包括利益計算書に表示される。

営業費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

## (c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

### i 分類

サブ・ファンドは、金融資産を管理するサブ・ファンドの事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づいて投資を分類する。金融資産のポートフォリオは、公正価値ベースで管理され、業績評価される。サブ・ファンドは、主に公正価値情報に焦点を当て、その情報を資産の業績評価および意思決定に使用する。サブ・ファンドは、持分証券をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする選択肢をとっていない。サブ・ファンドの債券の契約上のキャッシュ・フローは、元本および利息のみであるが、これらの有価証券は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されるものでも、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために保有されるものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、サブ・ファンドの事業モデルの目的を達成するためにのみ付随するものである。その結果、すべての投資は純損益を通じて公正価値で測定される。

### ii 認識および認識の中止

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日に認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはサブ・ファンドが所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融資産の認識は中止される。

### iii 公正価値測定の原則

IFRS第9号に基づき、負債性資産の分類および測定は、金融資産を管理する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって決定される。事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであり、金融商品に基づく契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみを表す場合（「SPPI」）、負債性金融商品は、償却原価で測定される。

事業モデルの目的がS P P Iからの契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために金融資産を保有することである場合、負債性金融商品は、包括利益を通じて公正価値で測定される。その他のすべての負債性金融商品は、純損益を通じて公正価値で認識される必要がある。ただし、測定または認識の不整合が除去または大幅に低減される場合、企業は当初認識時に、金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をする場合がある。

デリバティブおよび資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される。ただし、トレーディング目的で保有されていない資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する取消不能な選択肢がとられる。

I F R S第9号に基づいて、サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、引き続き取引価格で当初計上され、その後、当初認識後の公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債」の区分の公正価値の変動から生じる利得および損失は、発生した期間に包括利益計算書において表示される。

債権として分類される金融資産は、（存在する場合）償却原価で計上される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、償却原価で測定される。サブ・ファンドが発行した買戻可能受益証券から発生した金融負債は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残余金額に対する受益者の権利を示す買戻金額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って決定される。

#### (iii 1) 債券

社債から構成される債券は、ディーラーが提供する相場に基づき、または第三者の価格決定サービスを使用して評価される。債券が債務不履行であると認識された場合、債務不履行となった債券の未収利息の計上は停止され、関係者からの確認の下、未収金額は取消される場合がある。

#### (iii 2) 取引所に上場されている資産および負債

取引所で取引される金融投資、優先株式および短期投資の公正価値は、見積将来取引費用を控除しない期末日現在の市場相場価格に基づく。

#### (iii 3) 短期金融市場投資

短期金融市場投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

#### (iii 4) 集団投資スキームに対する持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、それぞれの募集要項で概説されている該当ファンドの評価方針に従い、ファンドの管理事務代行会社が提供した、公表された受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業（例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）である。組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。(a) 制限された活動、(b) 狭く十分に明確化された目的（例えば、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など）、(c) 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、(d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融

商品の形での資金調達。

### (iii 5) デリバティブ

デリバティブは、基礎となる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組み合わせからその公正価値が派生する商品である。デリバティブ商品には、店頭（OTC）デリバティブと呼ばれる個々に交渉される契約の場合、またはデリバティブ商品が取引所に上場され取引されている場合がある。デリバティブ契約は、特定の日に特定の条件で金融商品またはコモディティを購入または売却する、あるいは想定元本または契約上の金額に基づき金利の支払いの流れまたは通貨を交換する、将来のコミットメントを含む場合がある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書において金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動により生じる利得および損失は、未実現利得／（損失）の変動の構成要素として包括利益計算書に反映される。実現利得または損失は、満期時または毎期のキャッシュ・フローの支払時に計上される。

### (iii 5 a) 為替予約

為替予約においては、サブ・ファンドは、将来期日に所定の価格で、別の通貨と引き換えに定められた量のある通貨を受け取るまたは提供することに同意している。同一の想定元本、決済日、取引相手先および純額決済権を有する為替予約の買建と売建は、通常相殺され（その結果、当該取引相手先との正味外貨ポジションはゼロになる。）、取引日に実現利得または損失が認識される。

為替予約は、第三者の価格サービス提供者によるフォワード・レートの仲値で評価される。

### (iii 6) すべての有価証券およびデリバティブ

市場相場価格が第三者の価格決定サービスもしくはディーラーから入手可能でない場合、または相場が非常に不正確と考えられる場合、投資の公正価値は評価手法を使用して決定される。評価手法には、最近の市場取引の使用、実質的に同一である別の投資の最新の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、または実際の市場取引において得られた信頼できる見積価格を提供するその他の手法が含まれる。

このような有価証券およびデリバティブは、評価者によって決定される実現可能価額で評価されなければならない。2025年9月30日および2024年9月30日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価業務はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント部門のコントローラー（AMDコントローラー）によって実施された。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用を要求する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、公正価値を決定するために評価者が利用された有価証券はない。

## iv 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

公正価値ヒエラルキーのレベル間で振替がある場合は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

#### (d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物（一定額の現金に容易に換金可能で、価値変動リスクに重要性がない流動性の高い短期投資）は、定期預金および譲渡性預金を含み、公正価値に近似している償却原価で評価される。

譲渡性預金および定期預金は、短期で流動性が高く一定額の現金に容易に換金可能であり、価値変動リスクに重要性がないため、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から現金および現金同等物に組み替えられる。

	現金 (米ドル)	現金同等物 (米ドル)	現金および現金同等物合計 (米ドル)
2025年9月30日	3,705	1,245,011	1,248,716
2024年9月30日	(11,745) *	1,184,855	1,173,110

\* マイナスの値は当座借越を表示している。

#### (e) ブローカーに対する債権／債務

ブローカーに対する債権／債務は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先から受け取る／に対して支払う現金担保（デリバティブ契約）および証拠金からなる。ブローカーに対する債権／債務の担保金額の残高は取得原価で評価される。ブローカーに対する債権額および債務額は、サブ・ファンドのブローカー勘定において現金で決済される金額を表している。これらの残高は、清算機関とのスワップおよび先物取引に係る担保または証拠金として保有する現金、サブ・ファンドの先物決済業者から現金で受け取る／に対して現金で支払う先物取引の証拠金およびサブ・ファンドの中央清算されるスワップの決済業者から受け取る／に対して支払う、中央清算されるスワップの現金証拠金に関連している。

これらの金額は公正価値で当初認識され、その後償却原価で測定される。サブ・ファンドのブローカーに対する債権残高は、IFRS第9号の予想信用損失モデルの対象となる。当会計期間に減損しているとみなされた残高はなく、取消された金額はなかった。

ブローカーに対する債権／債務の担保金額および証拠金は、それぞれ2025年9月30日および2024年9月30日現在の財政状態計算書に開示されている。

#### (f) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢外国為替レートで換算される。外貨建のサブ・ファンドの資産および負債は、期末日現在の実勢外国為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。

換算により生じた外貨換算差額ならびに資産および負債の処分または決済に係る実現利得および損失は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される投資に関連する外貨換算利得または損失、および貨幣性項目（現金を含む。）に関連するその他のすべての外貨換算利得または損失は、包括利益計算書において投資に係る実現純利得／（損失）または投資に係る未実現利得／（損失）の純変動額に反映される。

#### (g) 買戻可能受益証券

サブ・ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日現在のサブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する価値での現金による買戻しを求める権利を受益者に付与している。IAS第32号「金融商品：表示」に従って、かかる受益証券は、財政状態計算書に

において買戻金額の価値で金融負債として分類されている。サブ・ファンドは、募集要項に従って受益証券を買戻す契約上の義務がある。

#### (h) 買戻可能受益証券の受益者に対する支払分配金

買戻可能参加受益証券に係る未払分配金／未払配当金は、包括利益計算書において財務費用として認識される。

#### 4. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

I F R S 第13号「公正価値測定」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

レベル1－同一の、制限のない資産または負債について、測定日現在入手可能な活発な市場における無調整の相場価格

レベル2－活発でない市場における相場価格または重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な金融商品（類似する有価証券の相場価格、金利、外国為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない。）。これには、公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。

レベル3－重要な観察できないインプット（公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。）が必要な価格または評価

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、当該公正価値測定が全体として重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されなければならない。この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に照らして評価される。公正価値測定が観察できないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3の測定である。公正価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に固有の要因を考慮して判断することが必要である。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、基礎となるファンドに対する投資が含まれており、上記の会計方針に従い公正価値で測定されている。基礎となるファンドの受益証券は、公に取引されていない。このため、サブ・ファンドから買戻日に請求された場合に限り買戻しが行われ、また買戻しには募集要項に定められた所定の通知期間を設けなければならない。その結果、基礎となるファンドの帳簿価額は、買戻時に最終的に実現する価値を必ずしも表していない。

基礎となるファンドに対する投資の公正価値は、主に、基礎となるファンドの管理事務代行会社からの報告による入手可能な直近の買戻価格に基づいている。サブ・ファンドは、基礎となるファンドに対するサブ・ファンドの持分またはその基礎となる投資の流動性、提供された純資産額の評価日および買戻に係る制約を考慮した上で、公正価値に対して修正を行う場合がある。

以下の表は、前述の3つのレベルに分析された、公正価値で認識された金融資産および金融負債を表している。

公正価値で測定される金融資産  
2025年9月30日現在

2025年9月30日現在の公正価値測定

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
社債	—	76,211,559	—	76,211,559
投資ファンド	3,198,232	—	—	3,198,232
優先株式	—	258,540	—	258,540
為替予約	—	93,850	—	93,850
合計	3,198,232	76,563,949	—	79,762,181

公正価値で測定される金融負債  
2025年9月30日現在

2025年9月30日現在の公正価値測定

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	—	8,773	—	8,773
合計	—	8,773	—	8,773

公正価値で測定される金融資産  
2024年9月30日現在

2024年9月30日現在の公正価値測定

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
社債	—	74,842,216	—	74,842,216
投資ファンド	455,105	—	—	455,105
優先株式	—	272,440	—	272,440
為替予約	—	1,217,943	—	1,217,943
合計	455,105	76,332,599	—	76,787,704

公正価値で測定される金融負債  
2024年9月30日現在

2024年9月30日現在の公正価値測定

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	—	726,681	—	726,681
合計	—	726,681	—	726,681

2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間での振替はなかった。

2025年9月30日および2024年9月30日現在において、レベル3に区分される有価証券はなかった。

公正価値で計上されていないが公正価値が開示されている金融資産および金融負債

現金および現金同等物ならびに当座借越は、（存在する場合）レベル1に分類される。公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されているその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については、財政状態計算書を、評価技法の記載については、注記3(c)を参照のこと。

金融負債に分類される買戻可能参加受益証券のプット可能価額は、サブ・ファンドの募集要項に従って、サブ・ファンドの資産合計とその他のすべての負債との差額（純額）に基づいて計算される。これらの受益証券は活発な市場で取引されていない。これらの受益証券は受益者の選択で買戻し可能であり、サブ・ファンドの純資産額のうち当該受益証券クラスに帰属して比例按分された受益証券に

相当する現金によって、どの取引日でもサブ・ファンドに買い戻されることができるため、これらの受益証券には要求払要素が付加される。公正価値は、要求に応じて支払われる金額を、最初の支払期日から割り引いて算定している。この場合の割引の影響に重要性はない。従って、レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の最も適切な分類とみなされる。

## 5. 金融資産と金融負債の相殺

### デリバティブ

サブ・ファンドは、契約上の権利をより明確にし、サブ・ファンドが取引相手先リスクを最小化するために有用な権利を確保するために、デリバティブ契約の相手先と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約（以下「ISDAマスター契約」という。）またはこれに類似する契約を締結する場合がある。ISDAマスター契約は、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するもので、典型的には特に、債務不履行および／または終了事象が生じた場合の担保差入条件および相殺条項を含むサブ・ファンドと取引相手先との間の双務契約である。ISDAマスター契約の条項は、取引相手先の倒産または支払不能を含む債務不履行または類似事象が生じた場合に相殺額を一括清算すること（クローズアウト・ネットティング）を通常認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブで異なっている。上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび中央清算スワップ）については、これらの種類の金融商品を規定する契約に従って、証拠金の要件がブローカーまたは清算機関によって設定される。ブローカーは、一定の状況下で最低金額を超える証拠金を求めることができる。店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび一定のスワップ）の場合、担保条件は契約により異なる。ISDAマスター契約に基づき取引されるデリバティブの場合、担保の要件は、通常、この契約に基づく各取引の時価を相殺し、当該金額をサブ・ファンドおよび取引相手先が現在差し入れている担保の価値と比較することにより計算される。さらに、サブ・ファンドは当初証拠金の形態で取引相手先に追加担保の差し入れを要求される場合があり、この条件の概要は店頭取引の確認書に記載されている。

財務報告目的上、サブ・ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保および取引相手先から受け取った現金担保がある場合には、ブローカーに対する債権／債務として財政状態計算書上で区分して報告される。サブ・ファンドが差し入れた現金以外の担保がある場合は、投資明細表に記載される。通常、取引相手先からの受入担保または取引相手先に対する差入担保の金額は、取引の履行が求められる前に最低取引金額基準を超過していなければならない。契約上またはそれ以外の理由で、取引相手先に対するサブ・ファンドの債権金額が完全に担保されていない金額の範囲で、サブ・ファンドは、取引相手先の債務不履行による損失リスクを負担する。サブ・ファンドは、財政状態が良好であると考えられる取引相手先とのみ契約を締結し、これらの取引相手先の財政状態の安定性を監視することにより、取引相手先リスクの軽減に努めている。

さらに、資産と負債の相殺および差入担保と受入担保の相殺は、ISDAマスター契約または類似の契約における相殺に係る契約条項に基づいている。しかし、取引相手先の債務不履行または支払不能が生じた場合、裁判所は、特定の管轄区域の破産または支払不能に関する法律に基づく相殺権の強制に対する制限または禁止により、このような権利に法的強制力がないと決定することができる。

2025年9月30日現在、サブ・ファンドの店頭デリバティブ商品に対する正味エクスポージャーは、純資産の1%未満であった。

以下の表は、2024年9月30日終了年度において強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の対象となるサブ・ファンドの店頭デリバティブ商品に係る正味エクスポージャーを示している。

2024年9月30日

取引相手先	デリバティブ 資産 <sup>(1)</sup>	デリバティブ 負債 <sup>(1)</sup>	正味デリバティブ 資産(負債)	(受入)差入 担保 <sup>(1)</sup>	純額 <sup>(2)</sup>
	先渡	先渡			
オーストラリア・ニュー ジーランド銀行	4,200	—	4,200	—	4,200
バンク・オブ・アメリカ・ エヌエイ	—	(617,009)	(617,009)	617,009	—
パークレイズ・バンク・ ピーエルシー	35	—	35	—	35
シティバンク・エヌエイ	—	(10,924)	(10,924)	—	(10,924)
H S B Cバンク・ピーエル シー	8,159	(36,965)	(28,806)	—	(28,806)
J Pモルガン・チェース・ アンド・カンパニー	1,114	(42,027)	(40,913)	10,000	(30,913)
メリルリンチ	1,126	—	1,126	—	1,126
モルガン・スタンレー・ア ンド・カンパニー	—	(518)	(518)	—	(518)
ナットウエスト・マーケッ ツ・ピーエルシー	1,078,339	(654)	1,077,685	(930,000)	147,685
ロイヤル・バンク・オブ・ カナダ	—	(9,432)	(9,432)	9,432	—
ステート・ストリート・バ ンク・アンド・トラス ト・カンパニー	2,276	(9,152)	(6,876)	—	(6,876)
ウエストパック・バンキン グ・コーポレーション	122,694	—	122,694	—	122,694
<b>合計</b>	<b>1,217,943</b>	<b>(726,681)</b>	<b>491,262</b>	<b>(293,559)</b>	<b>197,703</b>

(1) 相殺可能であるが、財政状態計算書において純額表示されなかった総額。

(2) 純額は、債務不履行が生じた場合の、契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手先に対する正味（債務）債権額を表している。純額は、担保超過額を含んでいない。

## 6. 税金

ケイマン諸島において、現在、法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはサブ・ファンドの利益に適用されるその他の税金はない。また、ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税もない。受託会社は、信託法（改訂済）第81条に従って、ケイマン諸島で今後制定される以下の法律、すなわち収益または資本資産、資本利得（キャピタル・ゲイン）もしくは資本増価益に対する税金（taxes or duty）、または遺産税もしくは相続税の性質の税金を課すいかなる法律も、マスター・トラストの設定日から50年間は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドのもとで生じた収益に対して、または当該資産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の保証を求めて、ケイマン諸島の内閣長官に申請し当該保証を取得した。ただし、いずれかの期間にケイマン諸島に居住している、または住所を有している受益者（公益信託または権利の対象となる者、あるいはケイマン諸島で設立された免税または通常の新居住者である法人を除く。）は、かかる保証が一切付されず、信託法の該当する項が、ケイマン諸島に居住する、または住所を有

する受益者を信託法において定める税金を課す法律から免除することはないものとして、かかる期間にすべての税金を負う責任を有する。

サブ・ファンドは、現在、特定の国によって投資収益およびキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税を計上している。このような投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において源泉徴収税控除前の金額で計上されている。源泉徴収税は、包括利益計算書において個別の項目として表示されている。

2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、源泉徴収税は以下の残高により構成されている。

	2025年9月30日 (米ドル)	2024年9月30日 (米ドル)
受取利息および受取配当金に係る 源泉徴収税	32,434	66,519

サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に拠点を置く事業体が発行する有価証券に対して投資している。これら国外の多くの国々には、サブ・ファンドのような非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示す税法が存在する。これらのキャピタル・ゲイン税は、一般的に申告納税方式での算定が求められるため、サブ・ファンドのブローカーから源泉徴収方式で控除されない場合がある。

I A S 第12号「法人所得税」に従って、関連する税務当局がすべての事実および状況を熟知していると仮定した場合に、外国の税法が同国を源泉とするサブ・ファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債の評価を求める可能性が高い場合には、サブ・ファンドは税金負債を認識する必要がある。

また、税金負債は、報告期間の末日において制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関連する税務当局に納付されると予想される額で算定される。制定された税法をオフショアの投資ファンドに適用する方法が不明確な場合もある。これにより、サブ・ファンドによって最終的に税金負債が支払われるか否か不確実性が生じる。このため、不確実な税金負債を測定する際に、経営者は、支払可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての事実および状況（関連する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。）を考慮する。

2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは外国のキャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息および罰金をゼロと測定した。これは経営者の最善の見積りを表しているが、依然として外国の税務当局がサブ・ファンドが獲得したキャピタル・ゲインに対する税金を徴収しようとするリスクがある。これは事前通告なく、遡及的に行われる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失をもたらす可能性がある。

## 7. 重要な契約および関連当事者

### (a) 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問契約の条件に基づき、投資顧問会社は、該当する四半期末の最終営業日に決定されるサブ・ファンドの平均純資産額（該当する歴四半期の申込み、買戻しおよび分配調整後）の0.80%に相当する金額を四半期報酬（毎日発生し、四半期毎に算定され、後払いされる。）として、サブ・ファンドの資産から受け取る。また、投資顧問会社の同意を条件として、受託会社は、報酬を放棄させる権利、より多額のまたは少額の報酬を課す権利、投資顧問報酬の全部または一部を投資顧問会社の関係会社を含む受益者に払い戻す権利（投資顧問会社、受託会社および該当する受益者が同意した場合）を留保している。投資顧問報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

サブ・ファンドは、基礎となるファンドに投資を行っており、基礎となるファンドもまた、副投

資顧問会社の関連当事者である投資アドバイザーに投資顧問報酬を支払っている。サブ・ファンドは、基礎となるファンドによって支払われた費用を間接的に負担している。以下の表は、基礎となるファンドの報酬率を示しており、これは以下のとおりである。

基礎となるファンド	年間報酬率 (%)
ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー—US \$ トレジャ リー・リキッド・リザーブス・ファンド、クラスX	ゼロ

**(b) 管理報酬**

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「MIBL」または「管理会社」という。）がサブ・ファンドの管理会社を務めている。

MIBLは、ルクセンブルグ大公国において商業銀行として認可されており、金融セクター監督委員会（以下「CSSF」という。）によって規制される。同社は、株式会社東京銀行の過半数所有子会社として1974年4月11日にルクセンブルグで設立された有限責任会社である。

管理会社は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.05%に相当する金額を報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いされる。）としてサブ・ファンドの資産から受け取る。2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の管理報酬は、包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

**(c) 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬**

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）がサブ・ファンドの管理事務代行および名義書換事務代行会社である。管理事務代行および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの代わりに一定の日常管理業務を行う。これには、サブ・ファンドの帳簿および記録の維持、純資産額の算定ならびにサブ・ファンドの費用の支払が含まれる。

BBHへの報酬（資産に基づくもの、保管、取引、サービス提供およびその他に係る報酬を含む。）は、適宜投資顧問会社の合意を得た場合にサブ・ファンドの資産からのみ支払われる。さらに、月末時に、サブ・ファンドが保有する有価証券は、取引種類別に区分され、報酬率が適用される。サブ・ファンドはこの報酬を毎月後払いで支払う。

月末の平均純資産に係る管理事務代行および名義書換事務代行会社への年間報酬は、以下の表に基づき各サブ・ファンドレベルで評価される。

資産500百万米ドルまで	5.0ベース・ポイント
資産500百万米ドル超10億米ドルまで	4.0ベース・ポイント
資産10億米ドル超	3.0ベース・ポイント

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

**(d) 販売報酬**

管理会社は、随時、1つまたは複数の事業体を日本におけるサブ・ファンドの販売会社（以下「日本の販売会社」または「販売会社」という。）として任命することができる。

日本の販売会社または販売会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整したサブ・ファンドの平均純資産額の0.80%に相当する報酬（毎日発生し、四半期毎に後

払いされる。)を受け取る。

販売報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

#### (e) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがサブ・ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、信託宣言の条項に従って、サブ・ファンドの資産の一般的な監督責任を負っている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.02%に相当する金額を報酬として毎月後払いで受託会社に対して支払う。

受託報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

#### (f) 保管報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産の保管に関する責任をBBHに委任している。保管会社は、制限を受けることなく、保管、現金および有価証券の預託に関する通常業務を行う。有価証券の保管に係る報酬は月毎に課される。月末時に、サブ・ファンドが保有する有価証券は、発行地の国別に区分される。各有価証券に関して米ドル相当の公正価値が算定され、発行地の国別に報酬率が適用される。

保管報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

#### (g) 代行協会員報酬

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、サブ・ファンドの日本における代行協会員を務める。代行協会員は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.03%に相当する金額を報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いされる。）として受け取る。

代行協会員報酬は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

## 8. 買戻可能参加受益証券

クラス	発行価格	初回申込最低金額
ユーロ	10ユーロ	100ユーロ
円	10,000円	10,000円
米ドル	10米ドル	100米ドル

受益証券は、各営業日の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売される。

受益証券は、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。受益証券は、適用される買戻日の営業終了時の該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。ただし、投資顧問会社が自己の裁量で、当該買戻しに関連して発生した費用をこの金額から減額できるものとされている。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、唯一の受益者は管理会社の関連当事者である。

以下は、サブ・ファンドの受益証券の変動の要約である。

受益証券口数

	ユーロ (毎月) クラス	ユーロ (年2回) クラス	円 (毎月) クラス	円 (年2回) クラス	米ドル (毎月) クラス	米ドル (年2回) クラス
2023年9月30日現在残高	272,992	261,572	183,463	47,748	3,248,282	1,207,685
買戻可能参加受益証券の申込み	156,443	58,090	57,818	13,128	4,501,918	430,102
買戻可能参加受益証券の買戻し	(31,527)	(49,548)	(22,319)	(9,801)	(2,729,779)	(125,616)
2024年9月30日現在残高	397,908	270,114	218,962	51,075	5,020,421	1,512,171
買戻可能参加受益証券の申込み	56,254	37,426	37,696	10,962	681,977	411,963
買戻可能参加受益証券の買戻し	(47,192)	(35,992)	(97,088)	(31,658)	(226,736)	(312,012)
2025年9月30日現在残高	406,970	271,548	159,570	30,379	5,475,662	1,612,122

9. 受益証券1口当たり純資産価格

発行または買戻される買戻可能参加受益証券に関する受取対価または支払対価は、取引日現在のサブ・ファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格に基づく。

サブ・ファンドの各発行済受益証券クラスの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

受益証券クラス	2025年9月30日		2024年9月30日	
	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格	純資産額	受益証券1口当たり 純資産価格
ユーロ (毎月) クラス	3,169,452米ドル	6.63ユーロ	2,970,710米ドル	6.69ユーロ
ユーロ (年2回) クラス	3,743,725米ドル	11.73ユーロ	3,379,820米ドル	11.21ユーロ
円 (毎月) クラス	6,871,175米ドル	6,359円	9,907,319米ドル	6,472円
円 (年2回) クラス	2,236,557米ドル	10,873円	3,804,188米ドル	10,654円
米ドル (毎月) クラス	42,345,869米ドル	7.73米ドル	38,118,372米ドル	7.59米ドル
米ドル (年2回) クラス	23,082,347米ドル	14.32米ドル	20,269,113米ドル	13.40米ドル

## 10. 分配金

分配は管理会社の選択により行われ、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度における分配金宣言額および支払額は、包括利益計算書において開示されており、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産が金融負債として分類されている。受益者へ分配を行うことにより、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減少するが、受益者1人当たり受益証券口数に相応する変動は生じない。これにより受益者によるサブ・ファンドに対する投資総額は減少する。さらに、サブ・ファンドの営業による純利益／（損失）累計額を超過する分配金が1会計年度内に支払われた場合、分配金の一部は資本の払い戻しとなる。

管理会社が投資顧問会社と協議のもとで別途設定しない限り、分配は以下の表に記載されている頻度の分配宣言日で行われる予定である。

	分配の頻度	分配宣言日
毎月クラス	毎月	毎月10日
年2回クラス	年2回	毎年2月10日および8月10日

## 11. 金融投資および関連リスク

サブ・ファンドの投資活動により、サブ・ファンドが投資する金融投資および市場に関連する様々な種類のリスクにサブ・ファンドはさらされている。これらはデリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。2025年9月30日および2024年9月30日現在、サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、債券、優先証券、集団投資スキームおよびデリバティブ投資で構成されている。受託会社はサブ・ファンドの投資リスクを管理するために、副投資顧問会社を任命した。サブ・ファンドがさらされている重要な金融リスクの種類は市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。戦争、軍事紛争、テロ行為、社会不安、自然災害、景気後退、インフレ、急激な金利変動、サプライチェーンの混乱、制裁措置、感染症の蔓延、公衆衛生上の脅威などの事象も、サブ・ファンドとその投資に重要な影響を及ぼす可能性がある。募集要項には、これらのリスクおよびその他の種類のリスクの詳細が記載されており、当財務書類においては提供されていない情報も含まれている。

資産配分は、注記2に詳述された投資目的を達成するため、資産配分を管理するサブ・ファンドの副投資顧問会社によって決定される。投資目的の達成にはリスクを伴う。副投資顧問会社は、投資意思決定を行う際には、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または目標とする資産配分からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、サブ・ファンドのリスク管理方針に従って監視される。

同一の基礎となるファンドに対して複数の投資ビークルが投資を行うという状況は、投資家に一定の特有のリスクを与えている。サブ・ファンドは、同一の基礎となるファンドに対して投資を行う他の事業体の行動により、著しく影響を受ける可能性がある。例えば、基礎となるファンドの他の受益者が、持分の一部または全部を換金する場合、当該サブ・ファンドに比例配分される営業費用が増加し、その結果、リターンが減少する可能性がある。同様に、基礎となるファンドの他の受益者が換金を行うことにより、基礎となるファンドの分散度合いが低下し、その結果、ポートフォリオ・リスクが増加する可能性がある。基礎となるファンドは、一部の直接もしくは間接の投資家に係る規制上の制限またはその他の理由により、その投資活動を制限したり、一定の商品に対する投資ができない場合があり、このことが、基礎となるファンド（ひいてはサブ・ファンド）のパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドに関連して採用したリスク管理方針は、以下に詳述されている。

## (a) 市場リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値の変動可能性は市場リスクと呼ばれている。一般的に利用される市場リスクの種類には、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれている。

- ・通貨リスクは、直物為替相場、先物為替相場および為替相場のボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・金利リスクは、様々なイールドカーブの水準、傾斜および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる変動以外の市場価格の変動の結果として投資の価値が変動するリスクであり、個々の株式、株式バスケット、株式指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。

市場リスクに関する戦略は、サブ・ファンドの投資リスクおよび目標リターンによって決定される。

市場リスクは、リスク・バジェットイング方針の適用を通じて管理されている。副投資顧問会社は、リスク・バジェットイングのフレームワークを使用して、トラッキング・エラーと一般に呼ばれる適切なリスク目標を決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、副投資顧問会社が取った市場リスクを独立して監視、分析および報告する責任を負っている。IMD MRAは、感応度の測定およびトラッキング・エラーを含む市場リスクを監視するため多数のリスク測定基準を使用している。

報告日現在のサブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細表に開示されている。個々の債券、優先株式、集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、個別に開示されている。

## (i) 通貨リスク

サブ・ファンドの各通貨クラスは、それぞれの関係通貨に対するヘッジを追求する。これは、クラス・ヘッジと呼ばれる。さらに、受益者が受益者自身の管轄区域の自国通貨以外のクラス通貨に関してヘッジを行うヘッジ対象クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は当該クラスの通貨が自国通貨に対して価値が下がるという重要なリスクにさらされる。

関連するクラスの通貨に対するヘッジは、必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、当該受益証券が発行された通貨の為替変動の影響を受ける可能性がある。

原則として、サブ・ファンドの各クラスは各クラスの通貨に対してヘッジされている。通貨クラスの代わりにサブ・ファンドが行ったヘッジ活動に関するヘッジ利得および損失は、それぞれの通貨クラスにのみ配分される。

サブ・ファンドは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債部分の価値に悪影響が生じる形で、機能通貨の換算レートがその他の外国通貨に対して変動するリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建ての投資が詳細にリストアップされたサブ・ファンドの投資明細表を参照のこと。

投資家が、投資しているサブ・ファンドの基準通貨と異なる通貨の受益証券クラスに対して投資する場合、投資家の通貨リスクは、サブ・ファンドの通貨リスクとは異なる。

以下の表は、通貨市場の変動に関連する利得および損失の感応度分析を示している。この感応度分析は、2025年9月30日および2024年9月30日終了年度においてサブ・ファンドの基準通貨に対するその他すべての通貨の変動に基づいている。各行は、最終的なファンドの純利益合計に対する各通貨の寄与率を示しており、各関連通貨の受益証券1口当たり純資産価格に影響を与える。通貨リスクの感応度分析には貨幣性項目および非貨幣性項目が含まれ、また、デリバティブの使用によるヘッジ効果も考慮されている。

通貨が20%上昇/下落した場合の純資産額に対する影響

通貨	2025年9月30日	2025年9月30日	2024年9月30日	2024年9月30日
	上昇	下落	上昇	下落
ユーロ	0.0%*	(0.0%)*	0.0%*	(0.0%)*
英ポンド	0.0%*	(0.0%)*	0.0%*	(0.0%)*
純資産に対する影響	0.0%*	(0.0%)*	0.0%*	(0.0%)*

\* サブ・ファンドは、当該通貨に対して重要性の低いエクスポージャーを有している。その金額は純資産額の0.05%未満である。

上記の分析は、1年間に合理的に起こりうる通貨市場の変動に関連する影響を示している。また、これらは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体としてより多くの利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、サブ・ファンドには、ヘッジを含む純資産額の+/-5%を超える以下の通貨の集中があった。

通貨	通貨の集中	通貨の集中
	2025年9月30日	2024年9月30日
円	11.18%	17.29%
ユーロ	7.98%	7.66%

(ii) 金利リスク

サブ・ファンドは固定利付証券および社債に投資できる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は、契約終了時または有価証券の売却時に類似水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現行の金利の変動または将来の予測金利の変動により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落する。通常、金利の下落はその逆の影響をもたらす。

サブ・ファンドは、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品またはゼロ金利商品に投資できる。

以下の表は、サブ・ファンドの様々な通貨に関する金利エクスポージャーおよび金利の変動に関連する影響を示している。この感応度分析は、他の金利をすべて一定と仮定した場合の1つの通貨に適用される金利の変動に基づいているが、ポートフォリオ合計については、すべての金利が同じベース・ポイントずつ同時に変動した場合を仮定している。75ベース・ポイントの平

行移動は、曲線に沿ってすべての金利が75ベース・ポイント上昇または下落（すなわち0.75%の上昇または下落）することを意味している。現在の市況をより適切に反映するため、感応度比率は当期において変更された。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、金利の上昇／下落の平行移動は、すべての市場の金利の+/-75ベース・ポイント、すべての市場の金利を表している。先進国市場とは、ユーロ圏諸国、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、英国、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよび米国のグループである。

平行移動した場合の純資産額に対する影響

通貨	2025年9月30日 上昇	2025年9月30日 下落	2024年9月30日 上昇	2024年9月30日 下落
ユーロ	(1.1%)	1.1%	(1.0%)	1.1%
英ポンド	(0.3%)	0.3%	(0.3%)	0.3%
米ドル	(1.8%)	1.9%	(1.7%)	1.7%
ポートフォリオ合計	(3.2%)	3.3%	(3.0%)	3.1%

上記の分析は、合理的に起こりうる金利市場の変動に関連する影響を示しており、金利曲線および信用曲線の傾斜の変動をいずれも除いている。また、これらのシナリオは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体としてより多額の利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。さらに、投資明細表に開示されている投資の満期プロファイルを前提とすると、信用曲線の変動がサブ・ファンドの純資産額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下のとおりである。

## 2025年9月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
<b>資産</b>					
現金および現金同等物	1,245,011	—	—	3,705	1,248,716
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	1,142,875	33,498,670	41,828,554	3,292,082	79,762,181
その他の資産	—	—	—	1,126,591	1,126,591
<b>資産合計</b>	<b>2,387,886</b>	<b>33,498,670</b>	<b>41,828,554</b>	<b>4,422,378</b>	<b>82,137,488</b>
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	—	—	—	8,773	8,773
投資購入未払金	—	—	—	597	597
その他の負債	—	—	—	678,993	678,993
<b>買戻可能参加受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く負債合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>688,363</b>	<b>688,363</b>

## 2024年9月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
<b>資産</b>					
現金および現金同等物	1,184,855	—	—	(11,745)	1,173,110
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	4,244,812	40,240,091	30,629,753	1,673,048	76,787,704
その他の資産	—	—	—	2,520,611	2,520,611
<b>資産合計</b>	<b>5,429,667</b>	<b>40,240,091</b>	<b>30,629,753</b>	<b>4,181,914</b>	<b>80,481,425</b>
<b>負債</b>					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	—	—	—	726,681	726,681
その他の負債	—	—	—	1,305,222	1,305,222
<b>買戻可能参加受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く負債合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>2,031,903</b>	<b>2,031,903</b>

## (iii) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、個々の投資もしくは発行体に固有の要因、または市場で取引される金融投資に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかにかかわらず、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果として金融投資の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上されるため、すべての市況の変動が買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に直接的に影響を与える。

当サブ・ファンドの集団投資スキーム／ミューチュアル・ファンドに対する投資は、該当ファ

ンドの募集要項に要約されている評価方針に従って、基礎となるファンドにより提供される純資産額に基づいている。ミューチュアル・ファンドの資産は、一般的に独立の第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると推測されるが、ミューチュアル・ファンドの一定の有価証券またはその他の資産には、容易に確認できる市場価格がない状況がありうる。そのような状況下では、該当するミューチュアル・ファンドの管理会社が当該有価証券または商品の評価することが必要となる可能性がある。

サブ・ファンドはその他のいかなる重要な価格リスクにもさらされていない。

#### (iv) 感応度分析の限界

上記の感応度分析には以下のいくつかの限界が含まれている。

- ・当該分析は過去のデータに基づくものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性水準が過去の傾向と無関係の可能性あることを考慮できない。
- ・当該分析は、明確で正確な数値というよりは相対的なリスクの見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すものであり、予測を意図するものではない。
- ・将来の市況は過去の実績と大きく異なる可能性がある。

#### (b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが、現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する可能性があるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、取引相手先や主要なブローカーの条件・約款違反が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはサブ・ファンドまたは第三者に影響を与える運用上の問題など、サブ・ファンドの管理外の出来事により発生する可能性がある。また、資産の売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約に対する投資（これは、組織化された公開市場では取引されておらず、流動性が低い場合がある。）および発行規模の相当な割合を占める商品に対する投資が含まれている。その結果、サブ・ファンドは、要求に応じるため、または特定の発行体の信用力の悪化のような特定の事象に対応するために、これらの投資を公正価値に近い金額で迅速に現金化できない可能性がある。投資ポジションの強制的な現金化を行うことにより財務的損失が生じる可能性がある。

サブ・ファンドの投資には、集団投資スキームが含まれている。集団投資スキームは、サブ・ファンドの買戻制限よりも厳しい買戻制限が課されている場合がある。これは、サブ・ファンドが受益者に対して認めるよりも少ない頻度でしか買戻日を認めない場合があることを含む。

サブ・ファンドは、受益証券の申込みおよび買戻しを行っているため、募集要項の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドの募集要項は日々の受益証券の申込みおよび買戻しについて規定している。

サブ・ファンドの受益証券の大量の買戻しの場合には、サブ・ファンドは買戻しのための現金を調達するために、他の望ましい方法よりも迅速に投資の現金化を要求される可能性があるが、サブ・ファンドは、通常の流動性要求を満たすのに十分な流動性投資を含めるよう管理されている。買戻しに対応するためにより多くの流動性資産が売却される場合には、これらの要因は、買戻受益証券の価値、流通している受益証券の評価およびサブ・ファンドの残りの資産の流動性に悪影響を与える可能性がある。

受託会社は、一定の状況下で買戻しを制限または一時中止する場合がある。これには、純資産額

の算定が一時中止された場合、買戻しの要求に応じるためにサブ・ファンドの資産の一部または全部を処分することが、受託会社の合理的な意見では受益者に不利益をもたらすと見込まれる場合、または受託会社の管理の及ばない異常な状況下にある場合を含むが、これらに限定されない。受託会社は、すべての買戻しに関して投資顧問会社と協議の上で、IFRSによって留保が要求されていない場合でも、買戻金額から、費用、負債または偶発事象に関する金額を留保することができる。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、負債の金額はすべて、3か月以内に返済期限を迎える。

2025年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ58,053,576米ドルおよび57,968,499米ドルであった。2024年9月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ57,057,344米ドルおよび56,566,082米ドルであった。

為替予約は通常、純額で決済される。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれている。

レバレッジド・ポジションに関して利用可能な資金調達の満期または終了、レバレッジド・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保差入れ要求、またはサブ・ファンドの資金調達契約の担保掛目その他の条件の変更により、サブ・ファンドの流動性の利用およびレバレッジド・ポジションの維持能力に悪影響が生じる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドは、投資能力の増加、営業費用の手当または取引の決済を含む、あらゆる目的のため、借入を行うことまたはその他の形式のレバレッジ（担保付および無担保）を利用することができる。しかし、レバレッジを得るこのような契約が利用可能な保証はなく、レバレッジが利用可能だとしてもサブ・ファンドが受入可能な契約条件で利用可能な保証はない。また、景気の悪化により、資金調達コストの増加や資本市場の利用制限が生じたり、貸出人がサブ・ファンドへの貸出を延長しない決定をする可能性がある。

また、レバレッジの利用により、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産の公正価値のボラティリティの影響が拡大することでリスクが増加する。

サブ・ファンドの資産の市場価値の下落により、これらの資産の市場価値を担保に借入を行っている場合には、特別な悪影響が生じる可能性がある。これらの資産の市場価値の下落により、サブ・ファンドに対して貸出人（デリバティブの契約相手先を含む。）が追加担保の差入や、サブ・ファンドの最善の利益にならない場合でも資産の売却を要求する可能性がある。

### (c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないために、もう一方の当事者に財務的損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手先またはサブ・ファンドの発行体との取引に関連する信用リスクを軽減する手続を採用している。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、当事者、その事業および風評の信用分析を実施することにより信用力と風評の両方を評価する。その後、承認された取引相手先または発行体の信用リスクは、継続的に監視される（必要に応じた財務書類および中間財務書類の定期的調査を含む。）。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するために、サブ・ファンドが締結した一部の店頭デリバティブ契約は、当該契約に基づき生じた取引の相殺を認めている（直物為替契約のみを行う取引相手先との契約を除く。）。当該相殺権により資産と負債の報告額は相殺されていないが、債務不履行事由または終了事由が生じた場合には、当該契約に基づき取引相手先とのすべての店頭取引が終了し、当該取引相手先に対する債権額と債務額は純額ベースで清算されるため、当該相殺権により、評価益が出ている単一の取引相手先との店頭取引に係る信用リスクは、評価損が出ている単一の取引相手先との店頭取引額まで軽減される。

債券は、発行体または保証会社はその債務に係る元本および利息を支払えないリスクにさらされており、また、金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認知および一般市場の流動性などの要因による価格のボラティリティにさらされている。

サブ・ファンドは、支払不能、運営、清算または保管会社もしくは副保管会社／受託会社の債権者によるその他の法的保護（以下「支払不能」という。）に関連する多くのリスクにさらされている。これらのリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

- i 保管会社と副保管会社／受託会社の両方の段階において顧客の資金として取り扱われていない、保管会社または副保管会社／受託会社が保有するすべての現金（以下「顧客資金」という。）を失うこと。
- ii 保管会社または副保管会社／受託会社が、サブ・ファンドと合意した手続き（存在する場合）に従って顧客資金として取り扱うことを怠っていたすべての現金を失うこと。
- iii 適切に分離処理がされていないため保管会社と副保管会社／受託会社の両方の段階において識別されていなかった、サブ・ファンドが保有する有価証券（以下「トラスト資産」という。）または保管会社または副保管会社／受託会社が保有する顧客資金の一部または全部を失うこと。
- iv 保管会社もしくは副保管会社／受託会社による誤った口座管理を原因として、または、支払不能の管理費用を支払うための控除を含む、関連するトラスト資産ならびに／もしくは顧客資金の識別および振替のプロセスを原因として、一部または全部の資産を失うこと。
- v 残高の振替の受領および関連する資産に対する支配の再取得が長期間遅れることにより生じる損失。

支払不能は、サブ・ファンドの投資活動に深刻な混乱を引き起こす可能性がある。状況によっては、これにより、投資顧問会社が純資産額の計算および受益証券の取引を一時的に中断する場合がある。

サブ・ファンドの有価証券取引の清算および預託業務は、主に保管会社に集中している。2025年9月30日および2024年9月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物、ブローカーに対する債権残高、ならびに投資は保管会社（第三者である保管会社が保有する可能性のある定期預金を除く。）または対象となるブローカーに保管されている。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、以下の金融資産（債券投資、デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権）が信用リスクにさらされていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手先の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー（為替予約に係る想定元本を除く。）は以下のとおり分析できる。以下の表の金額は市場価値に基づいている。

金融商品の種類	2025年9月30日 (米ドル)	2024年9月30日 (米ドル)
現金および現金同等物	1,248,716	1,173,110
投資*	76,470,099	75,114,656
未収利息	1,058,827	1,052,139
ブローカーに対する債権：		
担保金額	—	910,000
為替予約	93,850	1,217,943
申込受益証券未収入金	67,764	558,472
<b>合計</b>	<b>78,939,256</b>	<b>80,026,320</b>

\* オープン・エンド型の投資会社は、サブ・ファンドを直接的な信用リスクにさらさないため、上記の表に含まれていない。

サブ・ファンドは、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。  
証券格付（該当がある場合）は、S&P/ムーディーズ/フィッチ・インベスター・サービスから入手したものである。

格付	2025年9月30日	2024年9月30日
A	19.45%	14.60%
B B B	50.80	54.72
B B	25.32	29.13
格付なし	4.43	1.55
<b>合計</b>	<b>100.00%</b>	<b>100.00%</b>

上記の表は、サブ・ファンドの投資の信用度を示している。取引相手先または発行体は、その事業体自体が投資適格であるか、または格付なしの場合は系列の事業体が投資適格であり、かつ、この格付けされた事業体から取引相手先または発行体に強力な無条件の支援があると投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザー部門が考えている。副投資顧問会社は、信用に係る方針を整備しており、信用リスクに対するエクスポージャーを継続的に監視している。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照される有価証券または義務に係るプロテクションを受け取る権利と交換に、ある当事者が他の当事者に支払いを行う一連の流れを含む契約である。プロテクションの売り手として、サブ・ファンドは通常、信用事象が生じない場合には、スワップ期間全体を通じて支払いを受ける。さらに、サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを売る場合、参照債務の価値が受取プレミアムを下回る場合があるため、サブ・ファンドが損失を被る場合がある。特定の信用事象の発生時には、サブ・ファンドは信用プロテクションの売り手として、債務不履行となった参照債務の保有を要求され、現物決済された取引におけるスワップの想定元本に相当する金額を買い手に支払うことを要求される場合がある。また、サブ・ファンドは、現物決済取引における参照債務の回収可能価額控除後のスワップの想定元本に相当する金額の正味決済金額を現金または有価証券の形態で支払う場合がある。回収可能価額は、債務不履行となった有価証券または債務に透明性のある価格が設定されることを市場参加者が保証される、信用事象に係る入札プロセスを通じて設定されることがある。さらに、サブ・ファンドは、取引相手先に担保として差し入れた資産の返還を求める権利がある。サブ・ファンドにクレジット・デフォルト・スワップがある場合は、その想定元本は投資明細表に開示されている。2025年9月30日および2024年9月30日現在、クレジット・デフォルト・スワップはなかった。

2025年9月30日および2024年9月30日現在、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の5%を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中はなかった。

サブ・ファンドは、債務不履行の確率、債務不履行時のエクスポージャーおよび債務不履行時の損失を使用して信用リスクと予想信用損失を測定する。経営者は、予想信用損失を決定する際に、過去の分析と将来の予測情報の両方を考慮する。経営者は、取引相手先が短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。その結果、2025年9月30日および2024年9月30日現在、かかる減損はサブ・ファンドにとって全く重要性がないため、12か月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されていない。

#### (d) 追加的なリスク

追加的なリスクには以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

##### (i) 資本リスク管理

サブ・ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産によって表される。サブ・ファンドは、受益者の裁量による日々の申込みおよび買戻の影響を受けるため、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は日々著しく変動する可能性がある。資本を管理する際のサブ・ファンドの目的は、受益者にリターンを提供しその他の利害関係者に便益をもたらすために継続企業として持続するサブ・ファンドの能力を保護すること、およびサブ・ファンドの投資活動の成長を支援するための強固な資本基盤を維持することである。

##### (ii) 集中リスク

サブ・ファンドは、限られた数の投資および投資テーマに投資する可能性がある。投資先の数が制限される結果、全体のパフォーマンスは、個々の投資のパフォーマンスから一層大きくプラスまたはマイナスの影響を受ける可能性がある。

(iii) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引処理および決済、ならびに会計システムにおける不備を原因とする損失の潜在的可能性である。サブ・ファンドのサービス提供会社は、注記7に記載されているとおり、オペレーショナル・リスクの管理に役立てる目的で統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービス水準の調査は、副投資顧問会社によって定期的に実施される。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

(iv) 法律上、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドに対して不利な影響を及ぼす可能性のある法律上、税務上および規制上の変更がサブ・ファンドの継続期間において生じる可能性がある。

税金に関して、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している一定の管轄区においてキャピタル・ゲイン、利息および配当に対して課税される可能性がある。

税務当局による税法および規則の解釈および適用範囲は、時折、明確性や一貫性を欠くことがある。課税される可能性が高く、かつ、見積可能である税金債務は負債として計上される。ただし、税金債務の一部は不確実性にさらされており、当年度および過年度の税務ポジションに対してこれらの当局が将来行う措置、解釈または判断に基づく追加的な税金負債、利息、加算税が生じる可能性がある。また、サブ・ファンドが潜在的な税金負債を計上する義務を創設したり、または取除くように会計基準が改訂される可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が高くない一定の潜在的な税金債務が、発生する可能性が高くなり、サブ・ファンドの将来の追加的な税金負債となり、これらの追加的な税金負債が重要となる可能性がある。上記の不確実性のために、純資産額は、サブ・ファンドに対する持分の申込み、買戻しまたは交換の場合も含め、サブ・ファンドに最終的に生じる税金負債を反映していない可能性があり、このことがその時点の投資家に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当財務書類に開示されていない追加的なリスクの詳細は、サブ・ファンドの募集要項を参照のこと。

## 12. 与信機関

2025年9月30日および2024年9月30日現在、すべての現金および現金同等物ならびにブローカーに対する債権／債務は、信用格付がA以上の以下の与信機関により保有されていた。与信機関の格付は、S&P／ムーディーズ・インベスターズ・サービス／フィッチ・レーティングスより取得しており、これらは監査を受けていない。

資産	2025年9月30日		2024年9月30日	
	取引相手先	米ドル	純資産比率 (%)	米ドル
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー <sup>(1)</sup>	3,705	0.00 <sup>(2)</sup>	(11,745) <sup>(3)</sup>	(0.01)
BNPパリバ・エヌエイ <sup>(4)</sup>	—	—	7,880	0.01
JPMorgan・チェース・アンド・カンパニー <sup>(4)</sup>	—	—	1,176,975	1.50
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ <sup>(4)</sup>	26,967	0.03	—	—
株式会社三井住友銀行 <sup>(4)</sup>	1,218,044	1.50	—	—
<b>現金および現金同等物合計</b>	<b>1,248,716</b>	<b>1.53</b>	<b>1,173,110</b>	<b>1.50</b>
ブローカーに対する債権：				
バンク・オブ・アメリカ・エヌエイ <sup>(5)</sup>	—	—	640,000	0.82
JPMorgan・チェース・アンド・カンパニー <sup>(5)</sup>	—	—	10,000	0.01
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ <sup>(5)</sup>	—	—	260,000	0.33
<b>ブローカーに対する債権合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>910,000</b>	<b>1.16</b>

(1) 制限なしー保管現金勘定  
(2) 0.005%未満の比率の場合は四捨五入されている。  
(3) 銀行に対する債務を表示している。  
(4) 定期預金  
(5) 制限ありー為替予約に係る現金担保

負債	2025年9月30日		2024年9月30日	
	取引相手先	米ドル	純資産比率 (%)	米ドル
ブローカーに対する債務：				
ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー <sup>(1)</sup>	—	—	930,000	1.19
<b>ブローカーに対する債務合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>930,000</b>	<b>1.19</b>

(1) 制限ありー為替予約に係る現金担保

### 13. 為替レート

米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に以下の米ドルに対する為替レートが使用された。

	2025年9月30日	2024年9月30日
ユーロ (EUR)	0.851064	0.896017
円 (JPY)	147.685000	143.040000
英ポンド (GBP)	0.742804	0.745518

### 14. ソフト・コミッション

サブ・ファンドは、取引実行のみ、および／または取引実行と投資調査についてコミッションを支払う場合がある。2025年9月30日および2024年9月30日終了年度において、サブ・ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約を締結していない。

### 15. 偶発負債

2025年9月30日および2024年9月30日現在、偶発負債はなかった。

### 16. 後発事象

2025年9月30日より後に、当財務書類の修正が要求される事象または当財務書類に開示が要求される事象は発生しなかった。

### 17. 補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する可能性がある。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは明らかでない。しかし、サブ・ファンドには、過去においてこれらの契約に従った請求または損失はなかった。

### 18. 財務書類の承認

経営者は、2025年12月19日に当財務書類を承認した。財務書類は公表後に修正してはならない。

## (3) 投資有価証券明細表等

## GS CoCos &amp; キャピタル証券ファンド

## 投資明細表

2025年9月30日現在

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券				
	社債				
	英ポンド				
225,000	Aviva PLC <sup>(a)</sup>	5.13	04/06/2030	300,963	0.37
300,000	Aviva PLC <sup>(a)</sup>	6.13	12/03/2034	405,469	0.50
400,000	Barclays PLC <sup>(a)</sup>	8.41	14/11/2027	574,219	0.71
298,000	Barclays PLC <sup>(a) (b)</sup>	8.38	15/09/2031	423,309	0.52
125,000	Centrica PLC <sup>(a)</sup>	6.50	21/02/2030	172,639	0.21
565,000	Coventry Building Society <sup>(a) (b)</sup>	8.75	11/06/2029	810,725	1.00
475,000	Direct Line Insurance Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	4.75	07/06/2027	635,812	0.78
200,000	HSBC Holdings PLC <sup>(a) (b)</sup>	5.88	28/09/2026	269,756	0.33
300,000	ING Groep NV <sup>(a)</sup>	6.25	20/02/2028	414,961	0.51
100,000	Intesa Sanpaolo SpA	5.15	10/06/2030	133,876	0.16
200,000	Legal & General Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	5.63	24/03/2031	256,911	0.32
275,000	Legal & General Group PLC <sup>(a)</sup>	6.63	01/10/2034	381,391	0.47
250,000	Nationwide Building Society <sup>(a) (b)</sup>	5.75	20/06/2027	335,326	0.41
300,000	Nationwide Building Society <sup>(a) (b)</sup>	7.50	20/12/2030	414,750	0.51
200,000	Nationwide Building Society <sup>(a) (b)</sup>	7.88	20/12/2031	279,348	0.34
300,000	NatWest Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	5.13	12/05/2027	398,812	0.49
125,000	NatWest Group PLC <sup>(a)</sup>	7.42	06/03/2028	177,488	0.22
250,000	NatWest Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	7.50	28/02/2032	342,832	0.42
388,000	NatWest Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	7.63	30/09/2035	527,479	0.65
425,000	Pension Insurance Corp PLC <sup>(a) (b)</sup>	7.38	25/07/2029	589,240	0.72
200,000	Prudential Funding Asia PLC	6.13	19/12/2031	280,664	0.34
500,000	Rothsay Life PLC	7.73	16/05/2033	735,933	0.90
				8,861,903	10.88
	ユーロ				
200,000	Abertis Infraestructuras Finance BV <sup>(a) (b)</sup>	2.63	26/01/2027	232,144	0.29
400,000	ABN AMRO Bank NV <sup>(a) (b)</sup>	4.75	22/09/2027	472,751	0.58
200,000	Ageas SA/NV <sup>(a) (b)</sup>	3.88	10/12/2029	227,664	0.28
521,000	AIB Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	7.13	30/10/2029	657,295	0.81
500,000	Allianz SE <sup>(a)</sup>	4.43	25/01/2035	608,259	0.75
700,000	ASR Nederland NV <sup>(a) (b)</sup>	6.63	27/12/2031	887,310	1.09
325,000	Athora Holding Ltd	5.88	10/09/2034	415,590	0.51
600,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd <sup>(a)</sup>	3.71	31/07/2030	712,427	0.87

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	ユーロ (続き)				
339,000	AXA SA <sup>(a)</sup> (b)	5.75	02/06/2030	416,314	0.51
775,000	AXA SA <sup>(a)</sup> (b)	6.38	16/07/2033	982,407	1.21
100,000	Banco de Sabadell SA	6.00	16/05/2028	126,176	0.15
200,000	Banco de Sabadell SA <sup>(a)</sup> (b)	6.50	20/05/2031	248,462	0.31
225,000	Bank of Ireland Group PLC <sup>(a)</sup>	6.75	01/12/2027	283,959	0.35
741,000	Bank of Ireland Group PLC <sup>(a)</sup>	4.75	10/05/2029	907,676	1.11
600,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA	4.38	11/01/2034	726,280	0.89
400,000	BPCE SA <sup>(a)</sup>	5.13	25/01/2030	497,691	0.61
200,000	CaixaBank SA <sup>(a)</sup> (b)	5.88	09/10/2027	243,660	0.30
400,000	CaixaBank SA <sup>(a)</sup>	6.25	23/11/2027	503,021	0.62
1,000,000	Commerzbank AG <sup>(a)</sup> (b)	4.25	09/10/2027	1,164,611	1.43
200,000	Commerzbank AG <sup>(a)</sup> (b)	7.88	09/10/2031	265,557	0.33
650,000	Commonwealth Bank of Australia <sup>(a)</sup>	4.27	04/06/2029	789,971	0.97
301,000	Commonwealth Bank of Australia <sup>(a)</sup>	3.79	26/08/2032	355,267	0.44
200,000	Cooperatieve Rabobank UA <sup>(a)</sup> (b)	3.25	29/12/2026	232,643	0.29
600,000	Credit Agricole SA <sup>(a)</sup> (b)	7.25	23/09/2028	759,967	0.93
500,000	Credit Agricole SA <sup>(a)</sup> (b)	5.88	23/03/2035	597,904	0.73
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	4.63	30/10/2027	231,726	0.28
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	10.00	01/12/2027	262,145	0.32
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	8.13	30/10/2029	256,949	0.32
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	7.13	30/10/2030	248,133	0.30
400,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	7.38	30/10/2031	506,681	0.62
400,000	EDP SA <sup>(a)</sup>	4.75	28/02/2030	486,740	0.60
400,000	EDP SA <sup>(a)</sup>	4.50	27/11/2031	475,881	0.58
325,000	ELM BV for Helvetia Schweizerische Versicherungsgesellschaft AG <sup>(a)</sup>	3.38	29/09/2027	383,561	0.47
175,000	Enel SpA <sup>(a)</sup> (b)	1.88	08/06/2030	186,919	0.23
600,000	Erste Group Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	4.25	15/10/2027	706,327	0.87
600,000	Erste Group Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	6.38	15/04/2032	733,737	0.90
350,000	Eurobank Ergasias Services and Holdings SA <sup>(a)</sup>	4.25	30/01/2030	414,229	0.51
525,000	HSBC Holdings PLC <sup>(a)</sup>	4.19	19/02/2031	630,055	0.77
200,000	ING Groep NV <sup>(a)</sup>	3.88	20/08/2032	235,335	0.29
450,000	Intesa Sanpaolo SpA <sup>(a)</sup> (b)	7.75	11/01/2027	555,548	0.68
448,000	Intesa Sanpaolo SpA <sup>(a)</sup> (b)	6.38	30/03/2028	555,077	0.68
700,000	KBC Group NV <sup>(a)</sup>	4.75	17/01/2030	865,529	1.06
1,000,000	KBC Group NV <sup>(a)</sup> (b)	6.00	27/11/2030	1,209,495	1.49
200,000	KBC Group NV <sup>(a)</sup>	3.63	26/08/2031	235,438	0.29
300,000	La Mondiale SAM <sup>(a)</sup> (b)	6.75	17/01/2034	375,530	0.46

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	ユーロ (続き)				
150,000	Nationwide Building Society <sup>(a)</sup>	4.00	30/07/2030	179,086	0.22
325,000	Nippon Life Insurance Co <sup>(a)</sup>	4.11	23/01/2035	384,807	0.47
250,000	NN Group NV <sup>(a)</sup>	4.63	13/01/2028	304,606	0.37
700,000	Nykredit Realkredit A/S <sup>(a)</sup>	5.50	29/09/2027	860,335	1.06
500,000	Permanent TSB Group Holdings PLC <sup>(a)</sup>	6.63	30/06/2028	642,808	0.79
1,000,000	Raiffeisen Bank International AG <sup>(a)</sup>	2.88	18/06/2027	1,168,787	1.44
100,000	RWE AG <sup>(a)</sup>	4.13	18/06/2030	119,200	0.14
300,000	Sogecap SA <sup>(a)</sup>	6.50	16/11/2033	401,767	0.49
625,000	SSE PLC <sup>(a) (b)</sup>	4.00	19/06/2030	738,477	0.91
185,100	Stichting AK Rabobank Certificaten <sup>(b) (c)</sup>	6.50	29/03/2170	250,570	0.31
375,000	TotalEnergies SE <sup>(a) (b)</sup>	4.12	19/11/2029	449,300	0.55
300,000	Volkswagen International Finance NV <sup>(a) (b)</sup>	3.75	28/12/2027	352,318	0.43
200,000	Volkswagen International Finance NV <sup>(a) (b)</sup>	7.50	06/09/2028	257,444	0.32
200,000	Volkswagen International Finance NV <sup>(a) (b)</sup>	7.88	06/09/2032	271,737	0.33
				29,251,283	35.91
	米ドル				
1,200,000	ABN AMRO Bank NV <sup>(a) (d)</sup>	3.32	13/12/2031	1,085,632	1.33
50,000	Air Lease Corp <sup>(a) (b)</sup>	6.00	24/09/2029	48,511	0.06
425,000	Ally Financial Inc <sup>(a) (b)</sup>	4.70	15/05/2026	414,414	0.51
250,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co Ltd <sup>(a)</sup>	5.13	01/06/2028	252,226	0.31
1,688,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd <sup>(a) (d)</sup>	5.73	18/09/2029	1,745,846	2.14
200,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA <sup>(a)</sup>	7.88	15/11/2033	232,562	0.29
800,000	Banco Santander SA <sup>(a) (b)</sup>	8.00	01/02/2034	879,377	1.08
800,000	Bank of America Corp <sup>(a) (b)</sup>	6.63	01/05/2030	833,955	1.02
1,049,000	Bank of America Corp <sup>(a)</sup>	2.48	21/09/2031	911,606	1.12
325,000	Bank of America Corp <sup>(a)</sup>	5.43	15/08/2034	331,808	0.41
361,000	Barclays PLC <sup>(a) (b)</sup>	7.63	15/03/2035	382,496	0.47
420,000	BBVA Mexico SA Institucion De Banca Multiple Grupo Financiero BBVA Mexico/TX <sup>(a)</sup>	5.13	17/01/2028	414,145	0.51
1,400,000	BNP Paribas SA <sup>(a) (b) (d)</sup>	4.63	12/01/2027	1,380,251	1.69
1,000,000	BPCE SA <sup>(a) (d)</sup>	3.12	19/10/2031	888,778	1.09
650,000	BPCE SA <sup>(a) (d)</sup>	3.65	14/01/2032	588,830	0.72
150,000	Capital One Financial Corp <sup>(a)</sup>	6.18	30/01/2035	155,792	0.19
380,000	Citigroup Inc <sup>(a) (b)</sup>	7.38	15/05/2028	396,622	0.49
200,000	Citigroup Inc <sup>(a) (b)</sup>	6.95	15/02/2030	205,697	0.25
1,437,000	Citigroup Inc <sup>(a)</sup>	6.17	25/05/2033	1,529,772	1.88
1,057,000	Commonwealth Bank of Australia <sup>(d)</sup>	5.84	13/03/2034	1,112,918	1.37
800,000	Commonwealth Bank of Australia <sup>(a) (d)</sup>	5.93	14/03/2045	831,822	1.02

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	米ドル (続き)				
600,000	Dai-ichi Life Insurance Co Ltd/The <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup> <sup>(d)</sup>	6.20	16/01/2035	627,554	0.77
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	6.00	30/10/2025	200,166	0.25
200,000	Deutsche Bank AG/New York NY <sup>(a)</sup>	3.73	14/10/2030	187,610	0.23
645,000	Deutsche Bank AG/New York NY <sup>(a)</sup>	7.08	10/11/2032	709,692	0.87
217,000	Hiscox Ltd <sup>(a)</sup>	7.00	11/12/2034	234,085	0.29
725,000	HSBC Holdings PLC <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	8.00	07/03/2028	769,821	0.95
100,000	Huntington Bancshares Inc/OH <sup>(a)</sup>	6.14	18/08/2034	104,183	0.13
708,000	ING Groep NV <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	4.88	16/05/2029	684,155	0.84
1,339,000	ING Groep NV <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	7.25	16/11/2034	1,418,849	1.74
1,534,000	JPMorgan Chase & Co <sup>(a)</sup>	5.72	14/09/2032	1,623,920	1.99
200,000	M&T Bank Corp <sup>(a)</sup>	5.40	30/07/2030	201,797	0.25
600,000	Meiji Yasuda Life Insurance Co <sup>(a)</sup> <sup>(d)</sup>	5.80	11/09/2034	614,323	0.75
500,000	MetLife Inc <sup>(a)</sup>	6.35	15/03/2035	533,035	0.65
575,000	Mitsubishi UFJ Financial Group Inc <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	8.20	15/01/2029	631,305	0.78
1,820,000	Morgan Stanley <sup>(a)</sup>	5.95	19/01/2033	1,907,721	2.34
781,000	National Australia Bank Ltd <sup>(d)</sup>	2.99	21/05/2031	712,953	0.88
732,000	NatWest Group PLC <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	4.60	28/06/2031	670,543	0.82
293,000	NatWest Group PLC <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	8.13	10/11/2033	329,729	0.41
275,000	NextEra Energy Capital Holdings Inc <sup>(a)</sup>	6.75	15/03/2034	296,673	0.36
215,000	PNC Financial Services Group Inc/The <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	6.00	15/05/2027	217,154	0.27
1,000,000	Prudential Funding Asia PLC <sup>(a)</sup>	2.95	03/08/2028	953,823	1.17
200,000	RLGH Finance Bermuda Ltd	6.75	02/07/2035	213,883	0.26
200,000	Societe Generale SA <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup> <sup>(d)</sup>	9.38	22/11/2027	214,509	0.26
446,000	Societe Generale SA <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup> <sup>(d)</sup>	5.38	18/11/2030	420,437	0.52
500,000	Societe Generale SA <sup>(a)</sup> <sup>(d)</sup>	6.22	15/06/2032	527,372	0.65
500,000	Southern Co/The <sup>(a)</sup>	6.38	15/12/2034	533,580	0.66
1,193,000	Standard Chartered PLC <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	7.63	16/01/2032	1,264,589	1.55
575,000	Sumitomo Life Insurance Co <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup> <sup>(d)</sup>	5.88	18/01/2034	589,920	0.72
575,000	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup>	6.60	05/06/2034	599,245	0.74
175,000	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc	5.84	09/07/2044	183,377	0.23
375,000	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc <sup>(a)</sup>	5.80	08/07/2045	383,069	0.47
200,000	Sumitomo Mitsui Trust Group Inc <sup>(a)</sup> <sup>(d)</sup>	5.42	11/09/2035	202,747	0.25
950,000	Toronto-Dominion Bank/The <sup>(a)</sup>	8.13	31/10/2027	1,004,654	1.23
444,000	UBS Group AG <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup> <sup>(d)</sup>	4.38	10/02/2031	404,700	0.50
200,000	UBS Group AG <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup> <sup>(d)</sup>	9.25	13/11/2033	238,472	0.29
288,000	UBS Group AG <sup>(a)</sup> <sup>(b)</sup> <sup>(d)</sup>	7.13	10/08/2034	296,726	0.36
200,000	UniCredit SpA <sup>(a)</sup>	5.86	19/06/2027	203,204	0.25

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	米ドル (続き)				
171,000	US Bancorp <sup>(a)</sup> (b)	3.70	15/01/2027	165,661	0.20
200,000	Vodafone Group PLC <sup>(a)</sup>	7.00	04/01/2029	211,616	0.26
200,000	Wells Fargo & Co <sup>(a)</sup> (b)	7.63	15/09/2028	214,578	0.26
1,805,000	Westpac Banking Corp <sup>(a)</sup>	3.02	18/11/2031	1,611,393	1.98
400,000	Zurich Finance Ireland Designated Activity Co <sup>(a)</sup>	3.00	19/01/2031	362,490	0.45
				38,098,373	46.78
	債券合計			76,211,559	93.57

保有高	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	優先株式		
	米ドル		
11,120	Delphi Financial Group Inc	258,540	0.32
	優先株式合計	258,540	0.32

保有高 / 受益証券口数	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資ファンド*		
	米ドル		
3,198,232	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-US \$ トレジャリー・リキッド・リザーブス・ファンド、クラスX	3,198,232	3.93
	投資ファンド合計	3,198,232	3.93

#### ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
08/12/2025	EUR	287,107	USD	337,932	State Street Bank & Trust Co.	748	0.00
08/12/2025	EUR	319,896	USD	377,109	UBS AG	251	0.00
14/11/2025	USD	526,943	GBP	389,189	State Street Bank & Trust Co.	2,910	0.00
14/11/2025	USD	8,481,893	GBP	6,288,156	Citibank NA	15,049	0.02
08/12/2025	USD	31,028,874	EUR	26,261,894	Westpac Banking Corp	49,504	0.06
					ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	68,462	0.08

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
08/12/2025	EUR	511,772	USD	604,665	Deutsche Bank AG	(962)	(0.00)
					ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(962)	(0.00)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

## クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
26/11/2025	JPY	1,368,242,478	USD	9,292,758	HSBC Bank PLC	24,743	0.03
26/11/2025	USD	207,888	JPY	30,432,914	State Street Bank & Trust Co.	645	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						25,388	0.03

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
08/12/2025	EUR	2,930,563	USD	3,460,043	JPMorgan Chase & Co	(3,057)	(0.00)
08/12/2025	EUR	2,930,563	USD	3,460,310	HSBC Bank PLC	(3,323)	(0.01)
26/11/2025	JPY	14,586,296	USD	100,371	NatWest Markets PLC	(1,041)	(0.00)
26/11/2025	USD	107,074	JPY	15,780,797	JPMorgan Chase & Co	(390)	(0.00)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(7,811)	(0.01)

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
債券合計	76,211,559	93.57
優先株式合計	258,540	0.32
投資ファンド合計	3,198,232	3.93
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	68,462	0.08
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(962)	(0.00)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	25,388	0.03
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(7,811)	(0.01)
その他の資産および負債	1,695,717	2.08
<b>買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産</b>	<b>81,449,125</b>	<b>100.00</b>

(a) 変動利付有価証券を示している。表示されている金利は、2025年9月30日現在適用されている金利である。満期日は次の繰上償還日を意味する。

(b) 永久債を示している。満期日は次の繰上償還日を意味する（該当がある場合）。

(c) ステップ債を示している。

(d) 有価証券は、1933年米国証券法規則144Aに従って購入され、当該規則に従って、適格機関投資家に対して売却する場合を除き転売することができない。

\* 系列ファンドを表している。

### 通貨略称：

EUR ユーロ

JPY 円

GBP 英ポンド

USD 米ドル

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド  
投資明細表  
2024年9月30日現在

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	<b>債券</b>				
	<b>社債</b>				
	<b>英債券</b>				
225,000	Aviva PLC <sup>(a)</sup> (b)	6.88	15/12/2031	302,293	0.38
300,000	Aviva PLC <sup>(a)</sup>	6.13	12/03/2034	400,912	0.51
225,000	Aviva PLC <sup>(a)</sup>	5.13	04/06/2030	292,350	0.37
786,000	Barclays PLC <sup>(a)</sup> (b)	8.88	15/09/2027	1,099,927	1.40
400,000	Barclays PLC <sup>(a)</sup>	8.41	14/11/2027	573,709	0.73
125,000	Centrica PLC <sup>(a)</sup>	6.50	21/02/2030	172,215	0.22
565,000	Coventry Building Society <sup>(a)</sup> (b)	8.75	11/06/2029	784,101	1.00
475,000	Direct Line Insurance Group PLC <sup>(a)</sup> (b)	4.75	07/12/2027	562,629	0.72
200,000	HSBC Holdings PLC <sup>(a)</sup> (b)	5.88	28/09/2026	265,087	0.34
300,000	ING Groep NV <sup>(a)</sup>	6.25	20/02/2028	412,245	0.53
100,000	Intesa Sanpaolo SpA	5.15	10/06/2030	128,085	0.16
200,000	Legal & General Group PLC <sup>(a)</sup>	5.38	27/10/2025	267,596	0.34
200,000	Legal & General Group PLC <sup>(a)</sup> (b)	5.63	24/03/2031	247,821	0.32
250,000	Nationwide Building Society <sup>(a)</sup> (b)	5.75	20/06/2027	324,268	0.41
300,000	Nationwide Building Society <sup>(a)</sup> (b)	7.50	20/12/2030	404,762	0.52
300,000	NatWest Group PLC <sup>(a)</sup> (b)	5.13	12/05/2027	385,484	0.49
125,000	NatWest Group PLC <sup>(a)</sup>	7.42	06/03/2028	176,919	0.23
200,000	NGG Finance PLC <sup>(a)</sup>	5.63	18/06/2025	267,922	0.34
425,000	Pension Insurance Corp PLC <sup>(a)</sup> (b)	7.38	25/07/2029	569,936	0.73
200,000	Prudential Funding Asia PLC	6.13	16/05/2028	280,708	0.36
500,000	Rothsay Life PLC	7.73	16/05/2033	725,439	0.92
200,000	Virgin Money UK PLC <sup>(a)</sup> (b)	11.00	08/12/2028	306,060	0.39
				8,950,468	11.41
	<b>ユーロ</b>				
200,000	Abertis Infraestructuras Finance BV <sup>(a)</sup> (b)	2.63	26/01/2027	213,985	0.27
400,000	ABN AMRO Bank NV <sup>(a)</sup> (b)	4.75	22/09/2027	431,652	0.55
400,000	ABN AMRO Bank NV <sup>(a)</sup>	5.13	22/11/2027	466,448	0.59
200,000	Ageas SA/NV <sup>(a)</sup> (b)	3.88	10/12/2029	198,303	0.25
1,074,000	AIB Group PLC <sup>(a)</sup> (b)	7.13	30/10/2029	1,252,576	1.60
200,000	Alstom SA <sup>(a)</sup> (b)	5.87	29/05/2029	230,668	0.30
700,000	ASR Nederland NV <sup>(a)</sup> (b)	6.63	27/12/2031	792,282	1.01
125,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd <sup>(a)</sup>	5.10	03/02/2028	146,258	0.19

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	ユーロ (続き)				
775,000	AXA SA <sup>(a)</sup> (b)	6.38	16/07/2033	905,562	1.15
300,000	Banco de Sabadell SA	5.63	06/05/2026	346,854	0.44
100,000	Banco de Sabadell SA	6.00	16/05/2028	119,584	0.15
500,000	Banco de Sabadell SA <sup>(a)</sup>	5.50	08/09/2028	603,639	0.77
800,000	Banco Santander SA <sup>(a)</sup> (b)	4.38	14/01/2026	870,844	1.11
275,000	Bank of Ireland Group PLC <sup>(a)</sup> (b)	6.00	01/09/2025	309,792	0.39
225,000	Bank of Ireland Group PLC <sup>(a)</sup>	6.75	01/12/2027	273,441	0.35
741,000	Bank of Ireland Group PLC <sup>(a)</sup>	4.75	10/05/2029	850,908	1.08
400,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA	5.13	13/01/2033	480,701	0.61
600,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA	4.38	11/01/2034	677,429	0.86
400,000	BP Capital Markets PLC <sup>(a)</sup> (b)	3.25	22/03/2026	441,949	0.57
400,000	BPCE SA <sup>(a)</sup>	5.13	25/01/2030	469,945	0.60
1,000,000	CaixaBank SA <sup>(a)</sup> (b)	5.88	09/10/2027	1,122,308	1.43
400,000	CaixaBank SA <sup>(a)</sup>	6.25	23/11/2027	480,382	0.61
1,000,000	Commerzbank AG <sup>(a)</sup> (b)	4.25	09/10/2027	1,040,736	1.33
200,000	Commerzbank AG <sup>(a)</sup> (b)	7.88	09/10/2031	238,773	0.30
650,000	Commonwealth Bank of Australia <sup>(a)</sup>	4.27	04/06/2029	744,656	0.95
600,000	Cooperatieve Rabobank UA <sup>(a)</sup> (b)	3.25	29/12/2026	632,788	0.81
1,200,000	Credit Agricole SA <sup>(a)</sup> (b)	4.00	23/12/2027	1,276,578	1.63
600,000	Credit Agricole SA <sup>(a)</sup> (b)	7.25	23/09/2028	706,099	0.90
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	4.63	30/10/2027	201,785	0.26
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	10.00	01/12/2027	244,344	0.31
200,000	Deutsche Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	8.13	30/10/2029	232,687	0.30
400,000	EDP SA <sup>(a)</sup>	4.75	28/02/2030	452,648	0.58
325,000	ELM BV for Helvetia Schweizerische Versicherungsgesellschaft AG <sup>(a)</sup>	3.38	29/09/2027	359,242	0.46
175,000	Enel SpA <sup>(a)</sup> (b)	1.88	08/06/2030	169,131	0.21
200,000	Eni SpA <sup>(a)</sup> (b)	2.63	13/10/2025	220,336	0.28
600,000	Erste Group Bank AG <sup>(a)</sup> (b)	4.25	15/10/2027	629,384	0.80
300,000	Generali <sup>(a)</sup>	5.50	27/10/2027	353,650	0.45
450,000	Intesa Sanpaolo SpA <sup>(a)</sup> (b)	7.75	11/01/2027	525,137	0.67
448,000	Intesa Sanpaolo SpA <sup>(a)</sup> (b)	6.38	30/03/2028	508,464	0.65
600,000	KBC Group NV <sup>(a)</sup> (b)	8.00	05/09/2028	726,976	0.93
700,000	KBC Group NV <sup>(a)</sup>	4.75	17/01/2030	812,149	1.04
500,000	La Mondiale SAM <sup>(a)</sup> (b)	4.38	24/04/2029	529,369	0.67
300,000	La Mondiale SAM <sup>(a)</sup> (b)	6.75	17/01/2034	336,633	0.43
250,000	NN Group NV <sup>(a)</sup>	4.63	13/01/2028	287,608	0.37
700,000	Nykredit Realkredit AS <sup>(a)</sup>	5.50	29/09/2027	823,721	1.05

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	ユーロ (続き)				
275,000	Permanent TSB Group Holdings PLC <sup>(a)</sup>	3.00	19/05/2026	300,832	0.38
500,000	Permanent TSB Group Holdings PLC <sup>(a)</sup>	6.63	30/06/2028	617,995	0.79
1,000,000	Raiffeisen Bank International AG <sup>(a)</sup>	2.88	18/06/2027	1,060,982	1.35
350,000	SES SA <sup>(a)</sup>	6.00	12/06/2032	367,549	0.47
200,000	Societe Generale SA <sup>(a)</sup>	5.25	06/09/2027	232,092	0.30
500,000	Sogecap SA <sup>(a)</sup>	6.50	16/11/2033	619,055	0.79
185,100	Stichting AK Rabobank Certificaten <sup>(b), (c)</sup>	6.50	29/03/2170	235,542	0.30
600,000	Volkswagen International Finance NV <sup>(a)</sup> (b)	3.50	17/06/2025	663,738	0.84
300,000	Volkswagen International Finance NV <sup>(a)</sup> (b)	3.75	28/12/2027	321,579	0.41
200,000	Volkswagen International Finance NV <sup>(a)</sup> (b)	7.50	06/09/2028	240,232	0.31
200,000	Volkswagen International Finance NV <sup>(a)</sup> (b)	7.88	06/09/2032	251,482	0.32
				28,649,482	36.52
	米ドル				
1,200,000	ABN AMRO Bank NV <sup>(a) (d)</sup>	3.32	13/12/2031	1,049,229	1.34
50,000	Air Lease Corp <sup>(a) (b)</sup>	6.00	24/09/2029	49,619	0.06
300,000	American International Group Inc <sup>(a)</sup>	5.75	01/04/2028	302,081	0.38
250,000	Argentum Netherlands BV for Zurich Insurance Co Ltd <sup>(a)</sup>	5.13	01/06/2028	250,559	0.32
1,688,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd <sup>(a) (d)</sup>	5.73	18/09/2029	1,743,094	2.22
800,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA <sup>(a) (b)</sup>	6.50	05/03/2025	800,241	1.02
200,000	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA <sup>(a)</sup>	7.88	15/11/2033	229,761	0.29
800,000	Banco Santander SA <sup>(a) (b)</sup>	4.75	12/11/2026	763,591	0.97
400,000	Banco Santander SA <sup>(a) (b)</sup>	8.00	01/02/2034	426,720	0.54
325,000	Bank of America Corp <sup>(a) (b)</sup>	6.30	10/03/2026	332,338	0.42
665,000	Bank of America Corp <sup>(a)</sup>	5.20	25/04/2028	683,860	0.87
1,049,000	Bank of America Corp <sup>(a)</sup>	2.48	21/09/2031	885,783	1.13
325,000	Bank of America Corp <sup>(a)</sup>	5.43	15/08/2034	333,614	0.43
250,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA <sup>(d)</sup>	4.94	26/01/2026	251,923	0.32
200,000	Barclays PLC	4.84	09/05/2028	200,172	0.25
420,000	BBVA Bancomer SA/Texas <sup>(a)</sup>	5.13	17/01/2028	399,546	0.51
525,000	BNP Paribas SA <sup>(a) (b)</sup>	7.38	19/08/2025	531,715	0.68
1,400,000	BNP Paribas SA <sup>(a) (b) (d)</sup>	4.63	12/01/2027	1,326,108	1.69
1,000,000	BPCE SA <sup>(a) (d)</sup>	3.12	19/10/2031	863,508	1.10
650,000	BPCE SA <sup>(a) (d)</sup>	3.65	14/01/2032	567,929	0.72
300,000	Charles Schwab Corp/The <sup>(a) (b)</sup>	4.00	01/06/2026	288,290	0.37
380,000	Citigroup Inc <sup>(a) (b)</sup>	7.38	15/05/2028	401,068	0.51
1,437,000	Citigroup Inc <sup>(a)</sup>	6.17	25/05/2033	1,535,104	1.96

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	米ドル (続き)				
300,000	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co Ltd <sup>(a)</sup>	5.63	24/06/2026	302,350	0.39
1,057,000	Commonwealth Bank of Australia <sup>(d)</sup>	5.84	13/03/2034	1,115,422	1.42
200,000	Deutsche Bank AG/New York NY <sup>(a)</sup>	3.73	14/10/2030	179,848	0.23
645,000	Deutsche Bank AG/New York NY <sup>(a)</sup>	7.08	10/11/2032	696,193	0.89
725,000	HSBC Holdings PLC <sup>(a) (b)</sup>	8.00	07/03/2028	778,349	0.99
425,000	ING Groep NV <sup>(a) (b)</sup>	5.75	16/11/2026	421,545	0.54
708,000	ING Groep NV <sup>(a) (b)</sup>	4.88	16/05/2029	656,175	0.84
1,822,000	JPMorgan Chase & Co <sup>(a)</sup>	5.72	14/09/2032	1,928,432	2.46
300,000	Lloyds Banking Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	7.50	27/09/2025	303,668	0.39
325,000	Lloyds Banking Group PLC	4.65	24/03/2026	324,431	0.41
600,000	Meiji Yasuda Life Insurance Co <sup>(a) (d)</sup>	5.80	11/09/2034	617,043	0.79
575,000	Mitsubishi UFJ Financial Group Inc <sup>(a) (b)</sup>	8.20	15/01/2029	635,317	0.81
1,820,000	Morgan Stanley <sup>(a)</sup>	5.95	19/01/2033	1,910,893	2.44
781,000	National Australia Bank Ltd <sup>(d)</sup>	2.99	21/05/2031	695,480	0.89
732,000	NatWest Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	4.60	28/06/2031	629,485	0.80
350,000	NatWest Group PLC <sup>(a) (b)</sup>	8.13	10/11/2033	382,778	0.49
275,000	NextEra Energy Capital Holdings Inc <sup>(a)</sup>	6.75	15/03/2034	297,272	0.38
215,000	PNC Financial Services Group Inc/The <sup>(a) (b)</sup>	6.00	15/05/2027	218,314	0.28
1,000,000	Prudential Funding Asia PLC <sup>(a)</sup>	2.95	03/08/2028	928,860	1.18
325,000	Regions Financial Corp <sup>(a) (b)</sup>	5.75	15/06/2025	324,420	0.41
425,000	Societe Generale SA <sup>(a) (b) (d)</sup>	4.75	26/05/2026	399,689	0.51
200,000	Societe Generale SA <sup>(a) (b) (d)</sup>	9.38	22/11/2027	209,929	0.27
446,000	Societe Generale SA <sup>(a) (b) (d)</sup>	5.38	18/11/2030	383,892	0.49
500,000	Societe Generale SA <sup>(a) (d)</sup>	6.22	15/06/2032	516,670	0.66
550,000	Standard Chartered PLC <sup>(a) (b) (d)</sup>	6.00	26/07/2025	550,254	0.70
575,000	Sumitomo Life Insurance Co <sup>(a) (b) (d)</sup>	5.88	18/01/2034	597,038	0.76
575,000	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc <sup>(a) (b)</sup>	6.60	05/06/2034	606,012	0.77
175,000	Sumitomo Mitsui Financial Group Inc	5.84	09/07/2044	188,832	0.24
200,000	Swedbank AB <sup>(a) (b)</sup>	7.63	17/03/2028	207,800	0.26
950,000	Toronto-Dominion Bank/The <sup>(a)</sup>	8.13	31/10/2027	1,021,738	1.30
1,150,000	UBS Group AG <sup>(a) (b) (d)</sup>	3.88	02/06/2026	1,095,172	1.40
444,000	UBS Group AG <sup>(a) (b) (d)</sup>	4.38	10/02/2031	388,775	0.50
200,000	UBS Group AG <sup>(a) (b) (d)</sup>	9.25	13/11/2033	236,185	0.30
200,000	UniCredit SpA <sup>(a)</sup>	5.86	19/06/2027	201,394	0.26
171,000	US Bancorp <sup>(a) (b)</sup>	3.70	15/01/2027	157,820	0.20
261,000	USB Capital IX <sup>(a) (b)</sup>	6.58	31/10/2024	220,623	0.28
200,000	Vodafone Group PLC <sup>(a)</sup>	7.00	04/01/2029	211,065	0.27

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

保有高 (現地通貨)	銘柄	表面金利 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	債券 (続き)				
	社債 (続き)				
	米ドル (続き)				
200,000	Wells Fargo & Co <sup>(a)</sup> (b)	7.63	15/09/2028	218,878	0.28
350,000	Westpac Banking Corp <sup>(a)</sup>	4.32	23/11/2026	347,548	0.44
1,805,000	Westpac Banking Corp <sup>(a)</sup>	3.02	18/11/2031	1,569,026	2.00
400,000	Zurich Finance Ireland Designated Activity Co <sup>(a)</sup>	3.00	19/01/2031	351,798	0.45
				37,242,266	47.47
	債券合計			74,842,216	95.40

保有高	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	優先株式		
	米ドル		
11,120	Delphi Financial Group Inc	272,440	0.35
	優先株式合計	272,440	0.35

保有高/ 受益証券口数	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資ファンド*		
	米ドル		
455,105	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー—US \$ トレジャリー・リキッド・リザーブス・ファンド、クラスX	455,105	0.58
	投資ファンド合計	455,105	0.58

#### ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
24/10/2024	USD	444,473	EUR	406,305	Royal Bank of Canada	(9,432)	(0.01)
24/10/2024	USD	599,012	EUR	541,549	Citibank NA	(5,981)	(0.01)
24/10/2024	USD	1,762,107	EUR	1,610,407	HSBC Bank PLC	(36,965)	(0.05)
24/10/2024	USD	25,488,970	EUR	23,368,297	Bank of America NA	(617,009)	(0.78)
16/12/2024	USD	9,071,654	GBP	6,786,356	JPMorgan Chase & Co	(29,449)	(0.04)
					ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(698,836)	(0.89)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
04/10/2024	EUR	109,778	USD	120,251	State Street Bank & Trust Co.	2,276	0.00
24/10/2024	EUR	51,255	USD	57,147	JPMorgan Chase & Co	112	0.00
24/10/2024	EUR	62,668	USD	69,975	Barclays Bank PLC	35	0.00
24/10/2024	EUR	181,198	USD	198,226	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	4,200	0.01
24/10/2024	EUR	461,615	USD	507,794	HSBC Bank PLC	7,901	0.01
24/10/2024	EUR	5,198,035	USD	5,684,310	Westpac Banking Corp	122,694	0.16
17/10/2024	JPY	16,275,916	USD	113,038	JPMorgan Chase & Co	1,002	0.00
17/10/2024	JPY	21,331,021	USD	148,334	Merrill Lynch	1,126	0.00
17/10/2024	JPY	1,898,529,053	USD	12,224,050	NatWest Markets PLC	1,078,339	1.37
04/10/2024	USD	122,785	EUR	109,778	HSBC Bank PLC	258	0.00
<b>クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計</b>						<b>1,217,943</b>	<b>1.55</b>

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
17/10/2024	JPY	22,452,265	USD	157,834	Morgan Stanley & Co	(518)	(0.00)
17/10/2024	JPY	39,596,889	USD	284,293	State Street Bank & Trust Co.	(6,850)	(0.01)
17/10/2024	USD	28,910	JPY	4,219,408	NatWest Markets PLC	(654)	(0.00)
17/10/2024	USD	49,895	JPY	7,389,643	Citibank NA	(1,882)	(0.00)
17/10/2024	USD	159,940	JPY	23,155,356	State Street Bank & Trust Co.	(2,302)	(0.00)
17/10/2024	USD	176,850	JPY	27,035,452	JPMorgan Chase & Co	(12,578)	(0.02)
24/10/2024	USD	306,549	EUR	277,142	Citibank NA	(3,061)	(0.00)
<b>クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計</b>						<b>(27,845)</b>	<b>(0.03)</b>

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
債券合計	74,842,216	95.40
優先株式合計	272,440	0.35
投資ファンド合計	455,105	0.58
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(698,836)	(0.89)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	1,217,943	1.55
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(27,845)	(0.03)
その他の資産および負債	2,388,499	3.04
<b>買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産</b>	<b>78,449,522</b>	<b>100.00</b>

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

- (a) 変動利付有価証券を示している。表示されている金利は、2024年9月30日現在適用されている金利である。満期日は次の繰上償還日を意味する。
  - (b) 永久債を示している。満期日は次の繰上償還日を意味する（該当がある場合）。
  - (c) ステップ債を示している。
  - (d) 有価証券は、1933年米国証券法規則144Aに従って購入され、当該規則に従って、適格機関投資家に対して売却する場合を除き転売することができない。
- \* 系列ファンドを表している。

**通貨略称：**

EUR ユーロ

JPY 円

GBP 英ポンド

USD 米ドル

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

## V. お知らせ

該当事項はありません。